

平成20年度
産業廃棄物処理業優良化推進事業
報告書

平成21年3月

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

目次

第1章 事業の概要	1
第2章 優良性評価制度の現状	3
(1) 適合確認の状況	3
(2) 自治体の取組み状況	9
(3) 公共調達における優良性評価制度の活用	9
第3章 産業廃棄物処理業優良性評価制度の普及啓発活動	11
(1) 業界団体を通じた普及啓発	11
(2) 都道府県等を通じた普及啓発	11
(3) 各種団体等を通じた普及啓発	13
(4) その他の場を通じた普及啓発	13
第4章 人材育成事業	15
(1) 処理業者の普及啓発、人材育成	15
(2) 排出事業者向けの講習・研修を想定した講師養成講習の検討	16
第5章 優良性評価制度のあり方の検討	17
(1) 優良業者が排出事業者に選ばれるための基準の検討	17
① 遵法性の基準見直しについて	17
(2) 適合確認を証する書類の検討	17
① 業許可証における記載の明確化	17
第6章 実態調査	19
(1) 制度を活用している適合事業者、排出事業者の実態把握	19
① 適合事業者ヒアリング	19
② 排出事業者ヒアリング	19
③ DVD作成	20
(2) 中核的処理業者の検討	20
第7章 排出事業者に対する優良業者の情報提供機能の追加	22
(1) 排出事業者による活用の促進のための追加機能の概要	22
① 目的	22
② 内容	22
(2) システム改良の概要	23
① 排出事業者向けのユーザーID管理機能の構築	23

② 排出事業者向けユーザー専用メニューの表示機能の構築	24
③ 処理業者リストの登録、検索機能の構築	25
④ 開示情報・許可情報・適合確認情報の変更情報の保存機能の構築	29
⑤ 変更情報のメール送信機能の構築	30
第8章 委員会の設置及び運営	31

参考資料

参考1 国立環境研究所における入札公告ウェブページ	1
参考2 優良性評価制度パンフレット	3
参考3 業界団体説明会アンケート	11
参考4 業界団体説明会アンケート結果	12
参考5 商工会議所機関誌における掲載内容	17
参考6 排出事業者の対象別啓発方法	18
参考7 排出事業者向け適正処理啓発冊子	19
参考8 排出事業者向け適正処理啓発リーフレット	33
参考9 第1回排出事業者向け講習会の講師養成検討会議事要旨	37
参考10 第2回排出事業者向け講習会の講師養成検討会議事要旨	40
参考11 第3回排出事業者向け講習会の講師養成検討会議事要旨	42
参考12 適合事業者ヒアリング結果	47
参考13 排出事業者ヒアリング結果	54
参考14 中核的処理業者ヒアリング結果	61
参考15 第12回産業廃棄物処理業優良化推進委員会議事要旨	69
参考16 第13回産業廃棄物処理業優良化推進委員会議事要旨	72
参考17 第14回産業廃棄物処理業優良化推進委員会議事要旨	74

第1章 事業の概要

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、数次の廃棄物処理法改正により、排出事業者責任が強化され、排出事業者が優良な処理業者を選択することにより、悪質な業者が市場から淘汰され、優良な業者が市場で優位に立てる構造改革がすすめられているところであり、平成15年8月に発表された『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策」と題する政策パッケージにおいて、「不法投棄の撲滅と優良業者の育成」を3つの柱のうちのひとつとして位置づけられている。

さらに、循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月）においても、優良業者をさらに育成することにより「悪貨が良貨を駆逐しない」環境を整備するとともに、適正なリサイクルや処分に要する費用の透明化と徴収、優れたプラントや事業活動例を地域や学校での環境教育・環境学習の場として積極的に開放し、地域社会と一体となった廃棄物等の適正処理を推進することが示されている。

このため、本事業では、産業廃棄物処理業の優良化を一層推進するため、優良化推進事業に係る理想的な制度のあり方など、優良処理業者のさらなる育成と循環型社会ビジネスの活性化を推進するために必要な検討・普及啓発等を実施したものである。

第2章 優良性評価制度の現状

(1) 適合確認の状況

平成17年4月1日に制度の運用を開始して以来、適合確認された許可件数は順調に伸びているが、4つの業区分（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業）各々について107の都道府県・政令市によって適合確認されるため、実質的には同一の事業者によるものが多い。重複を除く事業者数では313者となっており、この平成20年度に全国で55者の増加にとどまり、伸びが鈍化してきている。

表 2-1 適合確認許可件数と事業者数（平成21年3月31日現在）

	許可(件)	事業者数※
国の制度による	2,081	274
都道府県独自の制度による	618	157

※ 重複を除く事業者数は313

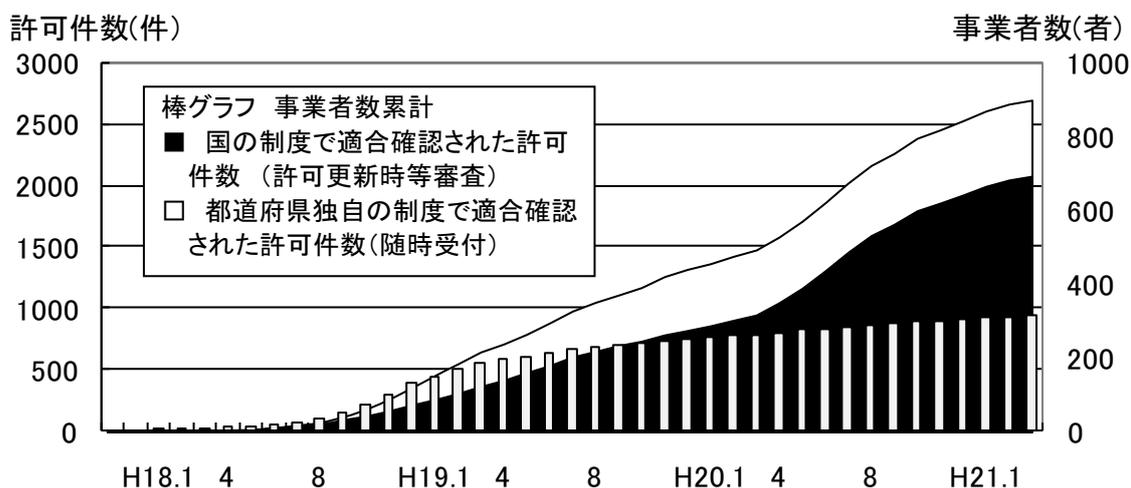


図 2-1 適合確認許可件数と事業者数の推移（平成21年3月31日現在）

次に都道府県・政令市毎に適合確認された許可件数でみると、制度を運用していない岩手県、東京都を除いても、未だに0件の自治体が複数あり、自治体の運用開始時期の差もあって件数に大きな差が出ている（都道府県：表2-3、政令市：表2-4参照）。

表2-2 都道府県毎の適合許可数及び本社所在地別の適合事業者数（平成21年3月31日現在）

都道府県	産廃収集運搬業			産廃処分業			特管産廃収集運搬業			特管産廃処分業			合計		
	許可時	随時	計	許可時	随時	計	許可時	随時	計	許可時	随時	計	許可時	随時	計
北海道	9		9	9		9	5		5	1		1	24	0	24
青森県	1		1				3		3				4	0	4
岩手県													0	0	0
宮城県	10	2	12	2		2	5	2	7	1	1	2	18	5	23
秋田県	4		4	1		1	2		2				7	0	7
山形県	13	17	30	13	14	27	10	10	20	4	2	6	40	43	83
福島県	14		14				11		11				25	0	25
茨城県	12	1	13	2	3	5	5	3	8	1		1	20	7	27
栃木県	29	39	68	3	11	14	22	13	35	1	1	2	55	64	119
群馬県	20		20	2		2	14		14	1		1	37	0	37
埼玉県	5	17	22	3	9	12	5	7	12	1	1	2	14	34	48
千葉県	18	27	45	5	8	13	15	11	26	1	1	2	39	47	86
東京都													0	0	0
神奈川県	11		11	2		2	10		10				23	0	23
新潟県	3		3	1		1	9		9	1		1	14	0	14
富山県	9		9				6		6				15	0	15
石川県													0	0	0
福井県	7		7	4		4	4		4				15	0	15
山梨県	8	11	19				6	6	12				14	17	31
長野県	16	7	23	1		1	13	2	15				30	9	39
岐阜県	8		8	1		1	10		10				19	0	19
静岡県	9		9	1		1	13		13				23	0	23
愛知県	28		28	14		14	20		20	5		5	67	0	67
三重県	20		20	6		6	10		10	1		1	37	0	37
滋賀県	24	7	31	1	2	3	11	5	16	1	1	2	37	15	52
京都府	9		9	1		1	9		9				19	0	19
大阪府	25	7	32	7		7	26	2	28	1		1	59	9	68
兵庫県	16	14	30	2	4	6	16	11	27	1	1	2	35	30	65
奈良県	6	8	14		2	2	4	4	8				10	14	24
和歌山県	13		13		1	1	6		6				19	1	20
鳥取県	2		2				1		1				3	0	3
島根県	15	14	29	2	7	9	5	10	15		1	1	22	32	54
岡山県	16	3	19				5	2	7				21	5	26
広島県	16		16	4		4	9		9	1		1	30	0	30
山口県	22	20	42	6	11	17	16	12	28	4	7	11	48	50	98
徳島県	16		16	3		3	9		9				28	0	28
香川県	12		12				7		7				19	0	19
愛媛県	10	4	14		2	2	8	4	12	1		1	19	10	29
高知県	10		10				5		5				15	0	15
福岡県	10		10	3		3	9		9	2		2	24	0	24
佐賀県	5		5				4		4				9	0	9
長崎県	5		5				5		5				10	0	10
熊本県	2	1	3				5	1	6				7	2	9
大分県	4		4				5		5				9	0	9
宮崎県		2	2					2	2				0	4	4
鹿児島県	9	2	11	1		1	8		8	1		1	19	2	21
沖縄県	2	1	3	1	1	2	1	1	2				4	3	7
小計	503	204	707	101	75	176	372	108	480	30	16	46	1,006	403	1,409

表 2-3 政令市毎の適合許可数及び本社所在地別の適合事業者数（平成 21 年 3 月 31 日現在）

政令市名	産廃収集運搬業			産廃処分業			特管産廃収集運搬業			特管産廃処分業			合計		
	許可時	随時	計	許可時	随時	計	許可時	随時	計	許可時	随時	計	許可時	随時	計
旭川市													0	0	0
札幌市													0	0	0
函館市													0	0	0
仙台市	12		12	1		1	6		6				19	0	19
千葉市	17	18	35	1	1	2	5	8	13				23	27	50
横浜市	27		27	5		5	19		19	1		1	52	0	52
川崎市	5	1	6	2	1	3	3	1	4	1	1	2	11	4	15
横須賀市	8		8				8		8				16	0	16
新潟市	4		4	1		1	7		7	1		1	13	0	13
金沢市	1		1										1	0	1
岐阜市	8		8				9		9				17	0	17
静岡市	3		3	1		1	9		9	1		1	14	0	14
浜松市	4		4				6		6				10	0	10
名古屋市	10		10	6		6	11		11	3		3	30	0	30
京都市													0	0	0
大阪市	25		25	6		6	21		21	3		3	55	0	55
堺市	21		21	2		2	17		17	2		2	42	0	42
東大阪市	23		23	1		1	16		16	1		1	41	0	41
神戸市	18		18	1		1	11		11	2		2	32	0	32
姫路市	22	11	33	1	2	3	15	9	24	1	1	2	39	23	62
尼崎市	17		17	2		2	10		10	2		2	31	0	31
和歌山市	12		12				12		12				24	0	24
広島市	6		6	2		2	3		3				11	0	11
呉市	5		5				4		4				9	0	9
下関市													0	0	0
北九州市	12		12	5		5	17		17	2		2	36	0	36
福岡市	6		6				9		9				15	0	15
大牟田市	9		9	1		1	9		9	1		1	20	0	20
長崎市	4		4				6		6				10	0	10
佐世保市	5		5				5		5				10	0	10
熊本市	4	1	5	3		3	5	1	6				12	2	14
鹿児島市	5	1	6	2		2	5	1	6				12	2	14
岡山市	13	3	16	3		3	12	1	13				28	4	32
宇都宮市	12	27	39		3	3	4	13	17				16	43	59
富山市	8		8	1		1	6		6				15	0	15
秋田市	3		3	1		1	3		3				7	0	7
郡山市	3		3				3		3				6	0	6
大分市	8		8				7		7	1		1	16	0	16
松山市	10	2	12				8		8				18	2	20
豊田市	17		17	2		2	11		11	1		1	31	0	31
福山市	11		11				6		6				17	0	17
高知市	12		12				5		5				17	0	17
宮崎市		1	1					1	1				0	2	2
いわき市	8		8	2		2	10		10	2		2	22	0	22
長野市	7	1	8	1		1	7	1	8	2		2	17	2	19
豊橋市	16		16				10		10				26	0	26
高松市	7		7				6		6				13	0	13
相模原市	11		11				10		10	1		1	22	0	22
西宮市	15	6	21	1	2	3	16	5	21		1	1	32	14	46
倉敷市	16		16	4		4	10		10	1		1	31	0	31
さいたま市	5	14	19		1	1	5	5	10				10	20	30
奈良市	4	11	15				9	8	17				13	19	32
川越市	7	19	26				11	5	16				18	24	42
船橋市	13	15	28	1	3	4	9	6	15				23	24	47
岡崎市	15		15	1		1	12		12				28	0	28
高槻市	14		14	1		1	18		18				33	0	33
青森市													0	0	0
盛岡市													0	0	0
柏市													0	0	0
久留米市	2	3	5	1		1	8		8				11	3	14
小計	530	134	664	62	13	75	454	65	519	29	3	32	1,075	215	1,290
合計	1,033	338	1,371	163	88	251	826	173	999	59	19	78	2,081	618	2,699

※ 合計は表 2-2 都道府県毎の小計とあわせたもの。

また適合事業者の本社所在地別に適合確認された許可件数をみると、適合確認された自治体とは別のところで0件の自治体が複数あり、処理業者の取組みも自治体によってばらつきがみられる。

表 2-4 適合事業者の本社所在地別にみた適合確認許可件数（平成 21 年 3 月 31 日現在）

都道府県	産廃収集運搬業			産廃処分業			特管産廃収集運搬業			特管産廃処分業			合計		
	許可時	随時	計	許可時	随時	計	許可時	随時	計	許可時	随時	計	許可時	随時	計
北海道	9		9	9		9	5		5	1		1	24	0	24
青森県	3		3				3		3				6	0	6
岩手県	1		1										1	0	1
宮城県	4		4	1		1	2	1	3	1	1	2	8	2	10
秋田県													0	0	0
山形県	10	16	26	12	14	26	6	9	15	4	2	6	32	41	73
福島県	19	4	23	2		2	20	4	24	2		2	43	8	51
茨城県	11	1	12	1	2	3	3	3	6				15	6	21
栃木県	20	33	53		11	11	8	12	20				28	56	84
群馬県	11	2	13	2		2	7	3	10	1		1	21	5	26
埼玉県	26	30	56	1	6	7	5	1	6				32	37	69
千葉県	7	8	15	3	6	9	8	5	13		1	1	18	20	38
東京都	149	70	219	10	11	21	130	20	150	1	1	2	290	102	392
神奈川県	68	43	111	12	2	14	52	26	78	2	1	3	134	72	206
新潟県	12		12	7	1	8	9		9	3		3	31	1	32
富山県	4		4	1		1	2		2				7	0	7
石川県	4		4										4	0	4
福井県	3		3	4		4	2		2				9	0	9
山梨県													0	0	0
長野県	10	8	18	2		2	27	4	31	2		2	41	12	53
岐阜県	1		1										1	0	1
静岡県	8		8	2		2	2		2	1		1	13	0	13
愛知県	85	8	93	25	2	27	113	4	117	14	3	17	237	17	254
三重県	36		36	6		6	12		12	1		1	55	0	55
滋賀県	16	4	20	4	3	7	11	3	14	3	2	5	34	12	46
京都府	28	11	39	1		1	23	7	30				52	18	70
大阪府	179	26	205	15	3	18	142	12	154	8	1	9	344	42	386
兵庫県	149	26	175	8	5	13	125	29	154	8	1	9	290	61	351
奈良県	3	8	11		2	2	4	5	9				7	15	22
和歌山県				1		1							1	0	1
鳥取県		1	1					1	1				0	2	2
島根県	6	10	16	2	7	9		4	4		1	1	8	22	30
岡山県	21	1	22	7		7	2		2	1		1	31	1	32
広島県	55	9	64	7	1	8	44	8	52	1		1	107	18	125
山口県	4	7	11	4	9	13	4	4	8	2	5	7	14	25	39
徳島県	4		4	3		3	1		1				8	0	8
香川県													0	0	0
愛媛県	9	4	13		2	2	5	2	7	1		1	15	8	23
高知県	8		8				8		8				16	0	16
福岡県	32	3	35	6		6	24	1	25	1		1	63	4	67
佐賀県													0	0	0
長崎県	1		1										1	0	1
熊本県	1		1	2		2							3	0	3
大分県	9		9				16		16	1		1	26	0	26
宮崎県	2	4	6					4	4				2	8	10
鹿児島県	5		5	3		3	1		1				9	0	9
沖縄県		1	1		1	1		1	1				0	3	3
合計	1,033	338	1,371	163	88	251	826	173	999	59	19	78	2,081	618	2,699

次に適合事業者が保有しているすべての許可件数を産廃情報ネットの許可情報より集計したところ、いずれかの自治体で適合確認されている処理業者がほとんどの自治体において数十者存在しており、排出事業者が適合事業者を選択できる状況が整いつつある（都道府県：表 2-5、政令市：表 2-6 参照）。

表 2-5 適合確認事業者が保有するすべての都道府県許可件数（平成 21 年 3 月 17 日現在）

都道府県	産廃収集運搬業	産廃処分業	特管産廃収集運搬業	特管産廃処分業
北海道	18	5	7	1
青森県	16	3	9	
岩手県	18	1	4	
宮城県	48	4	14	2
秋田県	23	2	7	
山形県	36	16	20	3
福島県	56	3	30	2
茨城県	71	7	36	3
栃木県	75	11	41	1
群馬県	65	5	31	1
埼玉県	87	17	48	5
千葉県	82	14	45	2
東京都	85	11	56	1
神奈川県	78	7	45	2
新潟県	40	5	23	2
富山県	21		12	
石川県	22	1	15	1
福井県	33	4	19	1
山梨県	44	1	19	1
長野県	62	2	25	
岐阜県	51	1	35	1
静岡県	45	4	23	2
愛知県	68	16	45	5
三重県	69	7	53	2
滋賀県	55	2	25	4
京都府	47	5	33	1
大阪府	62	7	36	2
兵庫県	57	6	37	3
奈良県	45	2	21	
和歌山県	32	3	15	
鳥取県	30		16	
島根県	36	4	21	1
岡山県	48	2	26	1
広島県	41	6	25	2
山口県	49	10	25	4
徳島県	22	4	14	
香川県	26	1	16	1
愛媛県	23	3	16	2
高知県	18		10	
福岡県	31	9	18	3
佐賀県	20	3	12	
長崎県	20	2	11	
熊本県	19	4	14	
大分県	26	2	13	1
宮崎県	17	2	13	1
鹿児島県	22	4	13	1
沖縄県	4	4	3	1
小計	1,963	232	1,095	66

表 2-6 適合確認事業者が保有するすべての政令市許可件数（平成 21 年 3 月 17 日現在）

政令市名	産廃収集運搬業	産廃処分業	特管産廃収集運搬業	特管産廃処分業
旭川市	6	1	2	
札幌市	11		3	
函館市	8	1	3	
仙台市	40	3	9	
千葉市	63	2	30	
横浜市	79	6	46	1
川崎市	74	3	36	1
横須賀市	49		23	
新潟市	35	2	19	1
金沢市	16	2	8	
岐阜市	38		22	
静岡市	34	2	16	1
浜松市	27		19	
名古屋市	43	6	30	2
京都市	45	2	26	1
大阪市	65	7	43	3
堺市	54	3	27	2
東大阪市	47	2	24	1
神戸市	55	3	35	2
姫路市	47	4	27	2
尼崎市	48	5	30	3
和歌山市	30	1	16	
広島市	33	5	21	2
呉市	22		15	
下関市	24	1	15	
北九州市	45	6	36	4
福岡市	19	2	11	
大牟田市	18	3	13	1
長崎市	15	1	9	
佐世保市	17	1	9	
熊本市	19	4	11	1
鹿児島市	18	4	10	1
岡山市	39	3	21	1
宇都宮市	59	2	30	
富山市	20	3	13	3
秋田市	16	1	4	
郡山市	26		8	
大分市	24	2	11	1
松山市	18		11	
豊田市	47	3	27	1
福山市	37		21	
高知市	18		9	
宮崎市	14	3	10	
いわき市	41	2	25	2
長野市	29	4	13	2
豊橋市	35		20	
高松市	15		11	
相模原市	55	3	31	4
西宮市	41	2	28	1
倉敷市	31	4	18	1
さいたま市	67	3	39	1
奈良市	34	1	18	
川越市	55	1	32	1
船橋市	53	3	23	
岡崎市	36	1	25	
高槻市	42	1	28	
青森市	6	3	4	
盛岡市	8	1	3	
柏市	11		15	
久留米市	6	1	5	
小計	2,027	129	1,147	47
合計	3,990	361	2,242	113

(2) 自治体の取組み状況

45 道府県 57 政令市で運用されており、ほとんどすべての自治体で適合確認の審査が行われている（平成 20 年 9 月 30 日現在、環境省調べ）。廃棄物処理法施行規則の規定により、処理業者は評価基準を満たしても、適合確認は 5 年毎の許可更新時等に行われるために更新の機会まで申請を待つ必要があったが、山口県を初めとして基準を満たせば随時受け付ける自治体が現われ、環境省でもその後の事務連絡で推奨している。表 2-7 のとおり、随時受付が行われているが、一部自治体に留まっている。

表 2-7 自治体の取組状況（平成 19 年 12 月 28 日現在 環境省調査）

	自治体数	都道府県	政令市
随時受付 審査体制 整備済み	33	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 山梨県 長野県 滋賀県 兵庫県 奈良県 島根県 岡山県 山口県 愛媛県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	千葉市 川崎市 姫路市 鹿児島市 岡山市 宇都宮市 松山市 長野市 西宮市 さいたま市 奈良市 川崎市 船橋市 柏市
今後 実施予定	15	【H20 年 10 月中】 大阪府 【H20 年度中】 北海道 石川県 愛知県 【検討中】 福島県 富山県 鳥取県 広島県 大分県	【H20 年 10 月中】 熊本市 宮崎市 【検討中】 札幌市 函館市 京都市 大阪市 広島市 下関市 豊橋市
計	48		

(3) 公共調達における優良性評価制度の活用

本制度に取り組む産業廃棄物処理業者に対しては、許可手続の簡素化が 1 つのメリットとして付与されているが、過年度の調査結果のとおり、省略できるとされているものをすべて認めている自治体は一部に限られ、まったく認めていないところも多い。一方で、いずれかの自治体において適合確認されている処理業者が、各自治体で許可を持つようになってきていることもあり、公共調達において優良性評価制度の基準適合事業者を入札条件等にすることが、産業廃棄物処理業界から要望されるようになっている。

このような状況の中で、独立行政法人国立環境研究所においては、公共調達における活用のさきがけとして、平成 20 年 12 月に不用試薬の収集運搬および処分業務として、必要な産業廃棄物処理業許可に加えて、いずれかの自治体において優良性評価制度の基準適合されていることを条件として入札を行い、契約に至っている（参考 1 国立環境研究所における入札公告ウェブページ参照）。環境省においても同様に入札条件とする環境が整いつつあるとして、基準適合事業者の活用を検討している。

第3章 産業廃棄物処理業優良性評価制度の普及啓発活動

(1) 業界団体を通じた普及啓発

排出事業者が優良な処理業者を選択することにより、悪質な業者が市場から淘汰され、優良な業者が市場で優位に立てる構造改革をすすめるためには、制度発足時以来の普及啓発が必要であるとして、中央の業界団体を対象に、優良性評価制度の基準と活用等の説明を行った。説明においては新たに評価制度を紹介するパンフレット「産廃リスクの低減で経営基盤の強化を～産業廃棄物処理業者の優良性評価制度～」を作成して用いた（参考2 優良性評価制度パンフレット参照）。なお、説明の場においてアンケートを実施し、その内容を参考としてまとめた。（参考3 業界団体説明会アンケート、参考4 業界団体説明会アンケート結果参照）

表 3-1 業界団体を通じた普及啓発の開催時期

業界団体名	開催時期
(社)電気事業連合会	H20.10
(社)日本ガス協会	H20.11
日本製紙連合会	H20.12
(社)日本電線工業会	H20.12
(社)日本化学工業協会	H20.12
(社)鉄鋼連盟	H20.12
(社)日本自動車工業会	H21.01
(社)日本電機工業会	H21.02
(社)電子情報技術産業協会	H21.02
(社)情報通信ネットワーク産業協会	H21.02
(社)ビジネス機械情報システム産業協会	H21.02
(社)日本医師会	H20.11
(社)日本ロジスティクスシステム協会	H20.11
(社)全日本トラック協会	H20.12
日本建設業団体連合会 (12県 18か所説明会パンフ 3,000部配布のみ)	H20.10～11

(2) 都道府県等を通じた普及啓発

自治体の協力のもと本事業において主催した適正処理講習会や、自治体による適正処理講習会の場において、優良性評価制度の基準と活用等の説明を行った。大阪府と福井県の実施については、表 3-3 および表 3-4 のとおり。

表 3-2 都道府県等を通じた普及啓発の開催時期

自治体名	開催時期
静岡県	H20.10
栃木県（計3回）	H21.01
大阪府	H21.02
福井県	H21.03

表 3-3 大阪府における普及啓発の実施

名称	産業廃棄物適正処理講習会
日時	平成 21 年 2 月 5 日
主催	環境省、(財)産業廃棄物処理事業振興財団
共催	大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市
後援	大阪商工会議所、社団法人大阪府産業廃棄物協会
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・開会あいさつ (財)産業廃棄物処理事業振興財団 専務理事 ・産業廃棄物関連施策の狙いと今後の展望 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 ・産業廃棄物問題にかかる経団連の取組 (社)日本経済団体連合会 産業第三本部 環境グループ副長 ・産業廃棄物処理業優良性評価制度の概要と活用 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 ・排出事業者リサイクルガバナンスの概要と活用 (社)産業環境管理協会 ・大阪府の処理業者優良性評価制度の拡充について 大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 ・閉会あいさつ 大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課長

表 3-4 福井県における普及啓発の実施

名称	福井県産業廃棄物減量化推進研修会
日時	平成 21 年 3 月 18 日
主催	福井県、(財)福井県産業廃棄物処理公社、(財)産業廃棄物処理事業振興財団
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ 福井県 安全環境部 廃棄物対策課長 ・研修会①最近の廃棄物処理行政について 福井県 安全環境部 廃棄物対策課 ・研修会②産業廃棄物処理業の優良性評価制度について (財)産業廃棄物処理事業振興財団 ・講演①福井における省エネコストダウンの実例とバイオマス事情について (株)ISnet代表取締役 ・講演②循環型社会の構築に向けた我が国の経験と国際的な取組 (財)日本環境衛生センター特別参与

(3) 各種団体等を通じた普及啓発

中小企業を対象とする各種団体の協力のもと、本事業において主催した適正処理講習会や、機関紙掲載による意識啓発を行った。(参考5 商工会議所機関誌における掲載内容)

表 3-5 各種団体等を通じた普及啓発の実施

各種団体名	普及啓発の実施	実施時期
全国中小企業団体中央会	(機関紙掲載：発行部数 10,000 部)	H20. 11
経営者協会	経営者協会専務理事会 和歌山県経営者協会	H20. 11 H20. 12
商工会議所	札幌商工会議所 静岡・清水商工会議所 広島商工会議所 千葉商工会議所 (機関紙掲載：発行部数 10,000 部)	H21. 02 H21. 03 H21. 03 H21. 02

表 3-6 商工会議所における講習会の内容等

名称	『知らないでは済まされない！産業廃棄物の適正処理』 ～産廃リスクの低減で経営基盤の強化を～
主催	(財)産業廃棄物処理事業振興財団、各商工会議所
プログラム	・開会あいさつ ・排出事業者責任と廃棄物・リサイクルガバナンス (社)産業環境管理協会 ・産業廃棄物処理業の優良性評価制度 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 ・閉会あいさつ

(4) その他の場を通じた普及啓発

(財)日本産業廃棄物処理振興センターと自治体による電子マニフェスト導入研修会において、優良性評価制度の基準と活用等の説明を行った。

表 3-7 電子マニフェスト導入研修会における普及啓発の実施

自治体名	開催時期
神奈川県	H21. 01
静岡県	H21. 01
埼玉県	H21. 03

第4章 人材育成事業

(1) 処理業者の普及啓発、人材育成

産業廃棄物処理業者における優良性評価制度の普及啓発と、優良な処理業者を目指す人材を育成する目的で、各都道府県における産業廃棄物協会や自治体と連携して講習会を実施した。表 4-2 のとおり、石川県・金沢市では優良性評価制度に取り組む意欲のある産業廃棄物業者を対象に、自治体における審査基準や情報公開、エコアクション 21 の認証取得といった具体的な対応について講習会を実施した。その他の石川県および(社)全国産業廃棄物連合会青年部協議会中部ブロック協議会における講習会では、優良性評価制度の基準や取組状況、排出事業者による活用等について説明した。

表 4-1 処理業者の普及啓発・人材育成に関する講習会の開催回数等

内 訳	開催回数(時期)
石川県	1回(H20.11)
石川県・金沢市	4回(H20.11)
全産連青年部協議会中部ブロック協議会	1回(H21.03)

表 4-2 石川県・金沢市における講習会の実施

名称	優良性評価基準適合処理業者育成講習会
目的	産廃処理業者の処理フロー等の情報開示を推進し、循環型社会の構築に資する。情報開示やエコアクション21等の認証取得を支援し、優良性評価基準の適合業者の育成を推進する。
日時	平成20年11月26日～28日の4回
主催	石川県、金沢市、(社)石川県産業廃棄物協会
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度について 石川県 環境部 廃棄物対策課(金沢市 環境局 環境指導課) ・産廃情報ネットへの情報公開について (財)産業廃棄物処理事業振興財団 ・産業廃棄物処理業者向けエコアクション21の認証取得について エコアクション 21 審査人 ・質疑応答 ・閉会

(2) 排出事業者向けの講習・研修を想定した講師養成講習の検討

悪質な業者が市場から淘汰され、優良な業者が市場で優位に立てる構造改革をすすめるためには、排出事業者における適正処理意識の啓発が不可欠として、排出事業者を対象とした講習・研修を想定した講師養成講習の検討を行った。

第1回検討会 平成20年12月8日(月) 13:30～15:30

第2回検討会 平成21年1月26日(月) 13:30～15:30

第3回検討会 平成21年3月23日(月) 13:30～16:00

委員名簿

葛西聡	埼玉県環境部 産業廃棄物指導課 主幹
佐々木雅一	有限会社グリーン戦略研究所 代表
長康夫	富士フイルム株式会社 CSR推進部環境品質マネジメント部 主任技師
土井洪二	社団法人全国産業廃棄物連合会 事業部 部長
米谷秀子	鹿島建設株式会社 安全環境部 次長兼施工環境課長

検討会では対象別啓発方法のあり方(参考6 排出事業者の対象別啓発方法)をまとめ、講習会でテキストとして用いる冊子(参考7 排出事業者向け適正処理啓発冊子参照)と、適正処理の意識啓発を行うリーフレット(参考8 排出事業者向け適正処理啓発リーフレット参照)を作成した(参考9～11 第1回～3回排出事業者向け講習会の講師養成検討会議事要旨)。

第5章 優良性評価制度のあり方の検討

(1) 優良業者が排出事業者に選ばれるための基準の検討

遵法性の基準見直しについて

① 見直しの要望

昨年度事業における排出事業者ヒアリング結果と自治体アンケート結果より、行政指導を繰り返し受けている処理業者について遵法性不適合としてはどうかとの意見があり、排出事業者から優良業者が適切に選定される状況を推進する観点から、判断基準を見直す必要があるとして、第13回委員会において下記の検討を行った。

検討内容	繰り返し改善指示文書を受けている場合には、優良性評価基準不適合とすることができる。
------	---

② 委員会での主な意見

委員会では、排出事業者の委員からは「遵法性の基準見直しではなく、適合事業者から個別に排出事業者へ情報開示することで十分」という意見があり、行政の委員からは「自治体間で行政指導運用のばらつき、不公平性、公文書公開の問題」等の面で、実施が困難との意見があった。

③ 結論

度重なる行政指導を行うのではなく、行政は積極的に行政処分を行うことにより対応すること。引き続き、行政処分の迅速な発出を徹底することにより、真の優良な業者を育成する。
--

(2) 適合確認を証する書類の検討

業許可証における記載の明確化

本制度の目的は、自ら各評価基準の達成に積極的に取り組んだ処理業者を明らかにし、その中から排出事業者が自らの責任において、適切な処理業者を選択することで適正処理を推進し、優良な処理業者の育成となることであるが、自治体による許可更新等に適合確認が行われても、例えば産業廃棄物収集運搬業許可証には「許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性」と記述されるだけであり、排出事業者等が許可証を見ても一目で優良性評価制度の基準に適合していることが分からない。

対応案	「許可の申請がされた日における規則第○条の○第○項に掲げる基準への適合性」の下に、「遵法性、情報公開性、環境保全への取組みの各基準に適合」と記載する。
-----	---

(参考)

昨年度の検討会で提言された以下の2点については、来年度早々に規則改正により実施する。

- 電子マニフェスト加入の基準化
- 情報開示期間の短縮

第6章 実態調査

(1) 制度を活用している適合事業者、排出事業者の実態把握

① 適合事業者ヒアリング

産廃情報ネットへの問合せ等により積極的に活用していることがわかった適合事業者や、経過措置の早い段階から取り組んでいる適合事業者から、以下の8社を抽出した。このうち、7社は収集運搬業と処分業の両許可を保有し、1社は収集運搬業である。本社所在地は、八地方区分で見ると、関東地方1社、中部地方2社、近畿地方2社、中国地方2社、九州地方1社に分布している。

ヒアリング結果からは、いずれの適合事業者も自社の経営の透明性を確保することで社会的信用力をつけ、地域の模範となつて、さらには業界のイメージ向上につながればよい、との前向きな姿勢から取り組んでいた。排出事業者の認知については一部の大手に見られるが、ほとんどの回答で、排出事業者に対してPRをしても排出者は認知しておらず反応がないとのことであった。現在の制度に対する意見・要望では、排出事業者に対するPR・周知、労力に見合うメリットの創出・賦与などが寄せられた。制度の第2ステップのあり方については、より信頼性の高い評価や排出事業者におけるメリットがあがった（参考12 適合事業者ヒアリング結果参照）。

② 排出事業者ヒアリング

産廃情報ネットへの問合せ等により積極的に活用していることがわかった排出事業者や、業界団体での普及啓発説明会開催時のアンケート結果からなんらかの活用をしていると回答があった排出事業者から、以下の12社を抽出した。

表 6-1 ヒアリングした排出事業者の概要

業種	対象企業数	排出拠点数	取引業者数
機械製造業	1社	約80か所	20数社
運輸業	1社(支店)	約1か所	2社
通信業	1社	2,100か所	70社
物流業	1社	約60か所	約100社
化学工業	7社	約15か所(平均)	数百社(平均)
建設業	1社	2.2万~2.5万か所	2900社
計	12社		

これらの会社の排出拠点数・取引業者数は、業種や事業所の性格によって様々であるが、今回の調査先の場合は、排出拠点数は、機械製造業・物流業で比較的多く、取引業者数は、建設業・化学工業・物流業では百~千社のオーダーで多数の処理業者と取引していた。

評価制度の活用状況では、取引条件化1社、入札参加資格1社、プラス評価3社、参考情報7社であった。現在の制度に対する意見・要望では、処理業者がもっと取組むよう工夫するべき、排出事業者にもっと明確なメリットがあるべきという意見等が寄せられた。評価制度の第2ステップのあり方については、日本全国统一基準で運用されるべきといった意見等がみられた（参考13 排出事業者ヒアリング結果参照）。

③ DVD作成

排出事業者および産業廃棄物処理業者を対象に、優良性評価制度の基準や活用方法をわかりやすく説明するためのビデオを作成した。本ビデオは DVD として、都道府県政令市並びに主な産業廃棄物協会に配布し、産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>) に掲載した。

表 6-2 優良性評価制度ビデオの名称等

名称	排出事業者と処理業者の信頼のパートナーシップ ～産業廃棄物処理業者の優良性評価制度～
時間	19 分 46 秒
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・優良性評価制度とは ・優良性評価の基準 ・パートナーシップ事例 1 ・優良性評価制度のメリット ・パートナーシップ事例 2 ・産廃情報ネットで処理業者を探す

(2) 中核的処理業者の検討

廃棄物処理業を全国規模で展開している、あるいは地域で広範な顧客基盤を有し中核的な役割を担っている処理業者から 9 社を抽出した。本社所在地でみると、八地方区分で、関東地方 3 社、中部地方 2 社、近畿地方 2 社、中国地方 1 社、九州地方 1 社に分布している。

表 6-3 ヒアリングした中核的処理業者と許可区分

業種	対象企業数
産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業	1 社
(特別管理)産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業	1 社
(特別管理)産業廃棄物処分業	1 社
(特別管理)産業廃棄物収集運搬業 (特別管理)産業廃棄物処分業	6 社

本業界の今後の展望については、従来からある不適正処理による市場の値下げ圧力に加え、適正な処理業者間の競争激化や、新興国の好況時にみられた再生資源の争奪、世界同時不況による排出量の減少という急激な変化に見舞われ、いままで排出事業者に評価されてきた中核的な処理業者においても、今後は事業の継続が難しいという共通の認識がうかがわれた。一方で依然として排出事業者は適正処理への意識が低く、必要な処理料金が理解されにくい状況にあるため、不景気の悪影響も受けて価格競争が激しくなると考えられている。このような状況を改善するため、未だ後を絶たない不適正処理に対する行政の立入検査、指導の徹底に加え、排出事業者への更なる意識啓発、さらに処理業者

については現行の評価制度を当然の取組みとして許可基準とすべしという意見があった。また適正処理を進める処理業者を支援するため、評価基準を高度化することで処理業者及び排出事業者双方にメリットを与える、例えば優良な処理業者は「取締り」ではなく、「自主管理」の対象と位置付け、高圧ガス保安法や消防法のように検査間隔の延長や微細な事項の変更届出不要等のメリットを享受させ、業界の中で大手のステータスとして取り組まざるを得ない雰囲気作りをするといった意見がみられた（参考14 中核的処理業者ヒアリング結果参照）。

第7章 排出事業者に対する優良業者の情報提供機能の追加

(1) 排出事業者による活用の促進のための追加機能の概要

① 目的

産廃情報ネットにおいて、排出事業者が適合事業者及び適合を目指す事業者の開示情報を活用し、優良業者を選択するためには、以下の2点が課題となっており、改良によって利便性を向上した。

- 処理業者によるインターネットにおける情報公開の更新は、内容が変わる都度など不定期に行われ、変更箇所も多岐にわたるため、排出事業者が複数の委託先について逐次チェックすることは難しい。
- また、適合確認の情報は環境省が毎月2回集計し産廃情報ネットに掲載しているが、排出事業者が委託したい廃棄物の種類や排出場所の許可を持つ適合事業者の有無等についてその都度検索するのが負担になっていた。

② 内容

排出事業者等があらかじめメールアドレス等をユーザー登録し、自社の取引先や排出場所に近い適合事業者に関する最新情報が産廃情報ネットからメールで届くことで利便性が向上し、処理業者の情報開示をさらに閲覧する機会が増える。(いずれも産廃情報ネットで情報公開あるいは許可情報を登録している業者が対象。)

(2) システム改良の概要

① 排出事業者向けのユーザーID 管理機能の構築

排出事業者等は、産廃情報ネットより ID とパスワードをウェブで無料入手してログインする。

<p>情報提供システムをご利用いただきありがとうございます。 情報提供システムにログインします。</p> <p>ユーザーIDとパスワードを入力してください。</p>	
<p>ユーザーID <input type="text"/></p> <p>パスワード <input type="password"/></p> <p><input type="button" value="ログイン"/></p>	
<p>新規ユーザー登録</p>	<p>情報提供システムを利用する場合は「新規ユーザー登録」よりユーザーIDの登録が必要となります。(無料)</p>
<p>パスワード再発行</p>	<p>パスワードを忘れてしまった場合は「パスワード再発行」でパスワードの再発行が必要となります。(無料)</p>
<p>※ユーザーIDを忘れてしまった場合、新規ユーザー登録でユーザーIDを再登録してください。</p>	

図 7-1 排出事業者等のログイン画面 (イメージ)

② 排出事業者向けユーザー専用メニューの表示機能の構築

ログイン後の最初の画面では、新着情報として下記の最新リストが表示される。

- 評価制度の情報開示について、新たに公開した（公開停止した）
- 新たに適合確認された許可
- 新たに登録された許可情報

The screenshot displays the WMF Industrial Waste Information Network user interface. It features a top navigation bar with '情報提供' (Information Provision) and '情報開示' (Information Disclosure) tabs. A left sidebar contains a menu with items like '処理業者情報' (Business Information), '優良評価制度の情報開示' (Information Disclosure of Excellent Evaluation System), '許可情報' (License Information), '登録情報編集' (Registration Information Editing), '処理業者リスト' (Business List), 'システム設定' (System Settings), and 'ユーザー情報' (User Information). The main content area is divided into three sections:

新着情報 (New Information)

優良評価制度の情報開示 平成yy年mm月ddd日～平成yy年mm月ddd日変更分

処理業者名	公開状況	最終更新日
株式会社〇〇	公開	平成20年12月04日
株式会社△△△△△△△△	公開	平成20年12月04日
△△△△△△△△△△株式会社	公開	平成20年12月04日
〇〇〇〇〇〇〇〇産業	公開停止	平成20年12月04日
株式会社〇〇	公開	平成20年12月04日
株式会社△△△△△△△△	公開	平成20年12月04日
△△△△△△△△△△株式会社	公開	平成20年12月04日
〇〇〇〇〇〇〇〇興業	公開停止	平成20年12月04日
株式会社〇〇〇	公開	平成20年12月04日
株式会社△△△△	公開	平成20年12月04日

[全てを表示する](#)

適合事業者情報 (Eligible Business Information)

平成yy年mm月ddd日変更分

産業廃棄物処理業者と適合確認を受けた許可証の概要			
株式会社〇〇	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
〇〇〇〇株式会社	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
株式会社〇〇〇〇〇	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
株式会社〇〇〇〇〇〇〇	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日

[全てを表示する](#)

許可情報 (License Information)

平成yy年mm月ddd日～平成yy年mm月ddd日変更分

産業廃棄物処理業者と許可証の概要			
株式会社〇〇	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
東京都	産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
株式会社〇〇	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
株式会社〇〇	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
株式会社〇〇	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
株式会社〇〇	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日
株式会社〇〇	東京都 産業廃棄物収集運搬業	第9999999999号	平成20年02月01日

[全てを表示する](#)

図 7-2 ログイン後に表示される新着情報とメニュー画面（イメージ）

③ 処理業者リストの登録、検索機能の構築

あらかじめ委託先の処理業者を登録し、画面左メニューボタン「優良性評価制度の情報開示」をクリックすると、登録した処理業者における評価制度の情報開示の更新状況が一覧で表示される。



WMF 産廃情報ネット

| 利用者の掲示板 | 情報提供 | 情報開示 |

情報提供 HOME ログアウト

ユーザーID: 999999999
最終ログイン:
2009年02月01日 17時20分

処理業者情報 >> 優良評価制度の情報開示
適合確認済の業者には がついています。

表示条件 全て表示 再表示

<<最初 前10ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次10ページ 最後>>

産業廃棄物処理業者名と更新項目の概略	変更区分	情報開示最終更新日	適合確認
株式会社〇〇 「名称、資本金及び事業の内容の変更履歴」、「事業計画の概要」、「施設及び処理の状況(収集運搬業者)」、「財務諸表」を変更しました。	変更	平成20年12月04日	なし
〇〇株式会社 優良評価制度の情報開示を平成20年12月04日に公開しました。	公開	平成20年12月04日	あり
△株式会社 「料金」を変更しました。	変更	平成20年12月03日	なし
〇〇株式会社 「会社情報」、「社内組織体制」を変更しました。	変更	平成20年12月02日	なし
〇〇〇〇株式会社 「事業計画の概要」を変更しました。	変更	平成20年12月02日	なし
×××××株式会社 優良評価制度の情報開示を平成20年12月02日に削除しました。	削除	平成20年12月02日	なし
×××××株式会社 優良評価制度の情報開示を.....	NNNN	平成99年99月99日	なし
×××××株式会社 「事業計画の概要」を変更しました。	NNNN	平成99年99月99日	あり
×××××株式会社 優良評価制度の情報開示を.....	NNNN	平成99年99月99日	なし
×××××株式会社 優良評価制度の情報開示を.....	NNNN	平成99年99月99日	なし

<<最初 前10ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次10ページ 最後>>

図 7-3 登録処理業者における評価制度の情報開示の更新状況（イメージ）

登録処理業者における評価制度の情報更新状況（図 7-3）の画面で、特定の処理業者を選択すると下記のように変更された情報開示項目（色付き箇所）を確認することができる。

■産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る情報開示	
産業廃棄物処理業者氏名 (法人にあっては名称)	〇〇〇〇株式会社
業者番号	999999
平成21年9月1日に の項目が変更されました。	
会社情報	
氏名または名称	〇〇株式会社
住所	〒999-9999〇〇県〇〇〇市〇〇区〇町999
代表者氏名(法人の場合)	代表取締役 〇〇 〇〇
役員の氏名および役員就任年月日(法人の場合)	代表取締役 〇〇 〇〇
法人設立年月日	昭和99年9月9日
名称、資本金及び事業の内容の変更履歴	昭和99年9月 〇〇〇市〇〇〇区において資本金100万円で設立。 昭和99年9月 資本金1000万円に増資。 岡崎市産業廃棄物収集運搬業の許可取得。 豊橋市産業廃棄物収集運搬業の許可取得 現在に至る。
許可の内容 次の変更項目に移動 ▼	
事業計画の概要	<p>当社はリサイクル活動を通して再資源化や再利用化を促進するだけでなく、環境関連法規を遵守しリサイクル率を高め、埋立処理をなくす、ゼロミッションを目標に循環型社会の形成に努めています。</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物の収集運搬及び中間処理(圧縮、破砕、切断) ②鉄、及び非鉄金属スクラップの再資源化 ③電子、〇A機器、自動販売機の、手解体解体分別処理 ④電子、〇A機器の基板を粉砕しリサイクル原料の生産 ⑤自動車リサイクル法による自動車解体業、フロン回収業、破砕業 ⑥家電リサイクル法による指定回収場所業務 ⑦業務用冷凍空調機器のフロン回収(改正フロン回収・破壊法) ⑧廃プラスチック、紙、木材のリサイクル原料化 ⑨プラント、機械設備、建屋解体及び撤去作業 ⑩環境マネジメントコンサルティング <p>前各号に付帯する一切の業務</p>
許可証の記載事項(文字で記載する場合)	<p>許可自治体 許可の種類 許可番号 許可期限年月日 優良性評価制度の基準適合確認 取扱廃棄物の種類</p> <hr/> <p>〇〇県 産業廃棄物収集運搬業 (積換保管を除く) 9999999999 H99/99/99 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類 (これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>〇〇〇市 産業廃棄物収集運搬業 (積換保管を除く)</p>
許可証の記載事項(許可証の写しの画像を貼り付ける場合)	詳細(クリックで表示)
施設及び処理の状況(収集運搬業者)	
運搬車両ごとの車両形式、規模・能力(積)	車両一覧表 〇〇県〇〇市〇〇町9-999番地

図 7-4 登録処理業者における評価制度の情報更新箇所を表示 (イメージ)

あらかじめ委託先の処理業者を登録し、画面左メニューボタン「許可情報」をクリックすると、登録した処理業者における許可情報の更新状況が一覧で表示される。



WMEF 産廃情報ネット

利用者の掲示板 | 情報提供 | 情報開示 |

情報提供 HOME ログアウト

ユーザーID:999999999
最終ログイン:
2009年02月01日 17時20分

処理業者情報

優良評価制度の情報開示

許可情報

登録情報編集

処理業者リスト

システム設定

ユーザー情報

処理業者情報 >> 許可情報

国の制度(許可時)または都道府県等独自の制度(随時)と国の制度両方で適合確認を受けている許可証は がついています。都道府県等独自の制度(随時)のみ適合確認を受けている場合は がついています。

表示条件 全て表示 再表示

<<最初 前10ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次10ページ 最後>>

産業廃棄物処理業者名と更新項目の概略	変更区分	許可情報最終更新日	適合確認の有無
株式会社〇〇 許可番号:999999999の「取扱廃棄物の種類」を変更しました。	変更	平成20年12月04日	許可時
□□株式会社 許可番号:999999999の許可情報を新規登録しました。	新規登録	平成20年12月04日	随時
△株式会社 許可番号:999999999の「許可期限年月日」を変更しました。	変更	平成20年12月03日	なし
〇〇株式会社 許可番号:999999999の許可情報を削除しました。	削除	平成20年12月02日	なし
〇〇〇〇株式会社 許可番号:999999999の「電子Manifest対応」を変更しました。	変更	平成20年12月02日	なし
〇〇〇〇株式会社 許可番号:999999999の「施設情報」を変更しました。	変更	平成20年12月02日	許可時
〇〇〇〇〇〇株式会社 許可番号:999999999の「施設情報」を変更しました。	変更	平成20年12月02日	随時
〇〇株式会社 許可番号:999999999の「優良性評価制度の基準適合確認」を変更しました。	変更	平成20年12月02日	随時
〇〇〇〇株式会社 許可番号:999999999の「許可期限日」を変更しました。	変更	平成20年12月02日	なし
株式会社〇〇〇〇〇 許可番号:999999999の「取扱廃棄物の種類」を変更しました。	変更	平成20年12月02日	なし

<<最初 前10ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次10ページ 最後>>

図 7-5 登録処理業者における評価制度の情報開示の更新状況（イメージ）

登録処理業者における許可情報の更新状況（図 7-5）を見て、特定の処理業者を選択すると下記のように変更された許可情報の項目（色付き箇所）を確認することができる。

■会社情報		(999999)
会社名	株式会社〇〇	
代表者名	サンプル 太郎	
本社住所	〒515-0033 〇〇県〇〇市〇〇町999番地99	
代表電話番号	999-999-9999	代表FAX番号 999-999-9999
電子マニフェスト対応	収集運搬業、処分業 (※日本産業廃棄物処理振興センターJWNETの登録情報より表記しています)	
環境保全への取組み	ISO14001認証取得済	
■許可情報		
平成21年9月1日に の項目が変更されました。		
許可番号	2100006676	
許可自治体	〇〇県	
許可の種類	産業廃棄物収集運搬業(積替保管施設なし)	
取扱廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、がれき類	
許可期限年月日	平成23年03月05日	
優良性評価制度の基準適合確認	なし	
閉じる		

図 7-6 登録処理業者における許可情報の情報更新箇所を表示（イメージ）

④ 開示情報・許可情報・適合確認情報の変更情報の保存機能の構築

画面左メニューの「処理業者リスト」をクリックすると、適合確認の情報や許可情報から特定の処理業者を下記のように登録でき、登録処理業者が評価制度の情報更新や許可情報を更新した際には、希望によりメールで連絡が届く。

産廃情報ネット

利用者の掲示板 | 情報提供 | 情報開示 |

情報提供 HOME ログアウト

ユーザーID: 999999999
最終ログイン:
2009年02月01日 17時20分

登録情報編集 >> 処理業者リスト

※処理業者を追加する場合:
・情報公開している処理業者は「参照」ボタンをクリックすると検索ができます。
※処理業者を削除する場合:
・削除する処理業者の「選択」をチェックし「削除」をクリックします。

参照 削除

表示順 業者番号順 再表示

<<最初 前10ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次10ページ 最後>>

選択	業者番号	産業廃棄物処理業者の概要	グループ	備考
<input type="checkbox"/>	999999	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇9丁目9	取引業者	
<input type="checkbox"/>	999999	株式会社〇〇〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇9丁目9	取引業者	登録した備考を先頭から20文字まで表示す...
<input type="checkbox"/>	999999	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇9丁目9	取引業者	
<input type="checkbox"/>	999999	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇9丁目9	取引業者	
<input type="checkbox"/>	999999	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇9丁目9	取引業者	

図 7-7 登録処理業者の一覧（イメージ）

個々の処理業者登録の理由等を追加情報として備考欄に記録できる。また、登録した理由を「グループ分類」することが可能である。例えば「千葉工場の委託先」という分類で、実際に委託業者を登録し、情報更新のメール受信を希望することで、千葉工場の委託先における評価制度の情報更新や許可情報の変更をリアルタイムで知ることができる。

The screenshot shows the '産廃情報ネット' (Industrial Waste Information Network) user interface. The page is titled '産廃情報ネット' and has a navigation menu on the left with options like '処理業者情報', '登録情報編集', and 'システム設定'. The main content area is divided into several sections:

- Header:** '産廃情報ネット' logo and navigation tabs for '情報提供' and '情報開示'.
- User Information:** Displays 'ユーザーID: 999999999' and '最終ログイン: 2009年02月01日 17時20分'.
- Navigation:** Buttons for '更新' (Update), '削除' (Delete), and '戻る' (Back).
- 会社情報 (Company Information):** A table with the following data:

会社名 (個人の場合は氏名)	株式会社〇〇
業者番号	999999
代表者名	〇〇太郎
本社住所	〒999-9999 〇〇県〇〇市〇〇〇〇9丁目99
代表電話番号	999-9999-9999
代表FAX番号	999-9999-9999
情報開示	処理業者のデータを閲覧する
- 追加情報 (Additional Information):** A section for '備考' (Remarks) and 'グループ分類' (Group Classification). The 'グループ分類' section includes a dropdown menu for '未分類' (Unclassified) and a 'グループ登録' (Group Registration) button.

図 7-8 登録処理業者の情報編集画面 (イメージ)

⑤ 変更情報のメール送信機能の構築

- あらかじめ既存の委託先を登録することで、以下の情報が届く
 - 委託先業者が情報公開の内容を更新した。(更新した項目もわかるように表示する。)
 - 委託先業者が適合確認された、または適合確認を取り消された。
 - 委託先業者が許可情報や会社情報を更新した。
- あらかじめ委託したい廃棄物の種類や自治体名を登録することで、以下の情報が届く
 - 条件が一致する業者が新たに情報公開を始めた。
 - 条件が一致する業者が新たに適合確認された。
 - 条件が一致する業者が新たに許可情報を登録した。

第8章 委員会の設置及び運営

本事業の推進するために平成19年度に引き続き、学識経験者、産業廃棄物処理関係者からなる「産業廃棄物処理業優良化推進委員会」を3回開催し、全体的な企画、実施方針、制度の見直し、結論等の取りまとめについて審議した（参考15～17 第12～14回産業廃棄物処理業優良化推進委員会議事要旨参照）。

第12回委員会 平成20年10月29日（木）15：00～17：00

第13回委員会 平成21年1月21日（水）10：00～12：00

第14回委員会 平成21年3月24日（火）14：00～16：30

委員名簿

○ 北村喜宣	上智大学法学部教授
池田三知子	（社）日本経済団体連合会産業第三本部資源・エネルギーグループ長 兼 環境グループ副長
乙顔均	（社）東京産業廃棄物協会副会長
小島政章	（株）竹中工務店安全環境本部安全環境本部長
児玉秀行	神奈川県環境農政部廃棄物対策課長
後藤敏彦	環境監査研究会代表幹事
斎藤正一	日経BP社日経エコロジー副編集長
下鳥英雄	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長
長沢伸也	早稲田大学大学院商学研究科教授
仁井正夫	（社）全国産業廃棄物連合会専務理事
浜野廣美	（社）大阪府産業廃棄物協会副会長
福原裕	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課長
茂木紀幸	（財）日本産業廃棄物処理振興センター常務理事
山田充	富士電機ホールディングス（株）ものづくり企画本部担当部長

○印は委員長

参 考 资 料

参考1 国立環境研究所における入札公告ウェブページ

(→印が該当箇所)

独立行政法人
国立環境研究所

National Institute for Environmental Studies

[採用案内](#)
[調達情報](#)
[交通案内](#)
[サイトマップ](#)
[関連リンク](#)
[お問い合わせ](#)

ホーム
新着情報
研究への取り組み
データベース
刊行物
研究所案内

ホーム > 調達情報 > 競争入札公告等の情報 > 平成20年度不用試薬類の収集運搬及び処分業務

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人 国立環境研究所
理事長 大塚 柳太郎

公告日：平成20年 12月1日	
1. 競争入札に付する事項	
(1) 件名	平成20年度不用試薬類の収集運搬及び処分業務
(2) 履行期間	契約締結日から平成21年 3月25日まで
(3) 仕様	別紙仕様書による。
(4) 履行場所	請負者及び独立行政法人国立環境研究所(茨城県つくば市小野川16-2)
2. 競争参加資格	
(1)	平成19・20・21年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「その他」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
(2)	本業務における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分を行うに必要な許可を受けている者であること。
→ (3)	いずれかの都道府県・政令市において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則「第9条の2第3項」、「第10条の4第3項」、「第10条の12第2項(第9条の2第3項準用)」及び「第10条の16第2項(第10条の4第3項準用)」の基準のいずれかに適合していること。
(4)	独立行政法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(5)	独立行政法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
(6)	契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(7)	(1)、(2)、(3)及び入札説明書において別途記載する提出書類について、証明書類の写し等を提出し、承認を得ること。
3. 入札説明書等の交付場所	
茨城県つくば市小野川16-2 独立行政法人 国立環境研究所 総務部会計課契約第一係 TEL 029-850-2321 FAX 029-851-4732	
4. 2. 競争参加資格(7)に示す関係書類の提出期限及び場所	
日時: 平成20年12月17日(水) 17時まで 場所: 3に同じ	
5. 入札及び開札の日時及び場所	
平成20年12月25日(木) 10時00分 独立行政法人国立環境研究所第2会議室	

6. 入札方法	
<p>入札金額については、平成20年度不用試薬類の収集運搬及び処分業務に関する一切の費用を含めた額とする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する。</p>	
7. その他	
(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金	免除。
(3) 契約保証金	免除。
(4) 入札の無効	本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
(5) 契約書作成の要否	要。
(6) 落札者の決定方法	独立行政法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(7) その他	詳細は入札説明書による。

▲ ページの先頭へ

参考2 優良性評価制度パンフレット

産廃リスクの低減で 経営基盤の強化を

産業廃棄物処理業者の優良性評価制度

産業廃棄物の処理を委託した排出事業者には、責任があります。

処理業者を料金の安さだけで選ぶのではなく、

透明性が高く、環境への配慮があるといった基準を持つことで、
処理業者のことがよくわかり、適正処理へ踏みだすことができます。

環境省 監修
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集



国・自治体が推進する 優良性評価制度

優良性評価制度とは

国の評価基準を満たした産業廃棄物処理業者を都道府県・政令市が適合確認し、許可証にそのことを記載します。産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進をめざした制度であり、平成17年4月よりスタートしました。

*適合事業者の社名は、インターネットで公開されています。

特徴

評価を受けることは義務ではなく、企業としてワンランク上をめざす処理業者の自主的な取り組みを後押しする制度です。

排出事業者が処理委託先を選ぶ際に、この制度を活用したときは、一定の法的な注意義務を果たしたと判断されます。

適合確認待ちの処理業者の情報もネット公開されているので、委託先を選ぶときに活用することができます。

優良性評価の基準

① 遵法性

5年以上の業の実績があり、この5年間に不利益処分を受けていないこと（県や市が判定する項目です。）

② 情報公開性

処理工程、処理実績、処理料金など定められた情報をインターネットで公開し、決められた頻度で内容を更新すること

③ 環境保全への取組み

ISO14001、エコアクション21またはこれと相互認証された環境マネジメントシステム(EMS)の取得

排出事業者には、 こんなメリットがあります。



その1 法的な注意義務の履行!

- 排出事業者には、処理委託する業者について法的な注意義務がありますが、業者を選択する際にこの制度に従って公表された情報を活用したときは、注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮されます。

その2 全国の処理業者の情報をネットで検索!

- 許可自治体、廃棄物の種類など、自社のニーズに合った業者をネットで検索できます。
- 各業者の許可内容、処理能力、実績、財務データなどを閲覧できます。

適合事業者には、 こんなメリットがあります。



その1 許可更新時等での手続の簡略化!

- 申請書類の一部を省略可能です。

その2 排出事業者へ、全国スケールで情報発信・PR!

- 適合確認されたことは産廃情報ネットで全国に発信されます。
- 適合事業者の名称は都道府県・政令市のホームページに掲載されます。
- 排出事業者から選択される機会が増えます。
- 適合確認を受ける前の過去5年間、不利益処分を受けていないことの証明となります。

その3

「環境保全への取組み」実施による優遇策!

- 自治体によるグリーン入札や補助金制度があります。
- 金融機関からの融資制度があります。



インターネットで、 適合事業者を発見!

適合事業者をネット検索するには

産廃情報ネット

Search

産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>) で全国の適合事業者を検索し、その公開情報を閲覧できます。

「優良性評価制度 適合事業者検索」

制度の区分	<input type="checkbox"/> 国の制度(許可時) <input type="checkbox"/> 都道府県等独自の制度(即時) <small>※全ての適合事業者を表示したい場合は、チェックしないで下さい。</small>
適合確認自治体 (選択はこちら)	<input checked="" type="checkbox"/> いずれかの自治体で適合確認されている 指定なし
適合確認された 許可の種類	<input checked="" type="checkbox"/> いずれかの許可で適合確認されている <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業
電子マニフェスト対応	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
業者番号	<input type="text"/> ※半角数字 (許可番号の下6桁)
処理業者名	<input type="text"/> ※ 全角 50文字

産業廃棄物の種類を条件に、検索する場合に便利です。

「情報開示事業者検索」⇒「許可情報等より探す」

適合確認自治体 (選択はこちら)	<input type="checkbox"/> いずれかの自治体で適合確認されている 指定なし
適合確認された 許可の種類	<input type="checkbox"/> いずれかの許可で適合確認されている <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業

許可の種類	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業
許可自治体 (選択はこちら)	指定なし
廃棄物の種類 (選択はこちら)	指定なし
電子マニフェスト対応	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
環境保全の取組み	<input type="checkbox"/> 認証取得済 (ISO14001またはエコアクション21、その他相互認証された規格等)



優良性評価基準の適合を受けるためには？

適合確認申請等の流れ

- ① 処理業者から都道府県・政令市に「適合確認申請」
- ② 都道府県・政令市が「適合確認審査」
- ③ 都道府県・政令市から処理業者に「許可証に適合の旨、記載・発行」
- ④ 適合事業者の「公表」(産廃情報ネット、都道府県・政令市ホームページ)

排出事業者等による活用

※ 適合確認審査の申請は、許可申請と異なり、処理業者の任意の申請です。
自治体によって、更新許可・変更許可・新規許可の際の受付の他に、随時受付、あるいは未実施の自治体があるため確認が必要です。

処理業者による情報公開

本制度に基づく情報公開は、自社ホームページ等でも可能ですが、産廃情報ネットでは、入力が容易なシステムを無料で提供しています。ここで公開すれば、多くの利用者から閲覧されるチャンスが高まります。

情報公開するためには、IDとパスワードが必要です。



評価基準の概要

評価基準	基準の概要	基準の適用		情報公開の更新頻度	
		収集運搬業	処分業		
遵法性	直近5年間継続して該当する廃棄物処理業を営んでおり、その間に廃棄物処理法(その他環境関係法令)に基づく命令等の不利益処分を受けていない	○	○	—	
情報公開性	会社情報	氏名または名称、住所及び代表者の氏名	○	○	変更の都度
		役員の氏名及び役員就任日	○	○	変更の都度
		会社の履歴(設立日、資本金、会社名や事業内容の変遷等)	○	○	変更の都度
	許可内容	事業計画の概要(事業範囲(取扱産業廃棄物の種類明細、事業区域等))	○	○	変更の都度
		許可証の記載内容	○	○	変更の都度
	施設及び処理の状況	事業の用に供する施設(車両も含む)の種類及び数量等	○	○	変更の都度
		施設の種類ごとの処理能力、処理方式、構造および設備の概要	—	○	変更の都度
		事業場の処理工程図	—	○	変更の都度
		産業廃棄物の種類ごとの最終処分までの処理行程(外部委託先の名称等も含む。)	—	○	変更の都度
		過去1年間分の処理の実績(種類及び処分方法(リサイクルも含む。))ごとの毎月の受託量、自社処分量及び内容、外部委託量及び内容等)	○	○	6か月ごと
		過去1年間分の処理施設の維持管理に関する記録	—	○	6か月ごと
	経営財務	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)	○	○	毎年
	料金	料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法	○	○	変更の都度
	組織体制	社内組織、職務分掌等	○	○	変更の都度
		人員配置	○	○	毎年
		技術管理者の資格名称及び取得人数(許可施設の設置者に限る。)	—	○	変更の都度
取得した環境関係資格名称及び取得人数		○	○	変更の都度	
受講した産業廃棄物関係の講習会名称・実施者・修了日、講習会ごとの修了者数並びに修了番号		○	○	変更の都度	
地域融和	生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度	○	○	変更の都度	
環境保全への取り組み	ISO14001規格、エコアクション21、これに相互認証されたEMS(KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(KES)、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、みちのく環境管理規格(みちのくEMS)等)の取得	○	○	—	

この制度の基本的性格に関し、特に以下の点に留意してください。

- ・基準適合の確認を求めるか否かは個々の処理業者の任意です。
- ・適合確認は当該処理業者が不法行為や不適正処理をその後行わないと都道府県等が保証するものではありません。
- ・適合事業者を選定したからといって、排出事業者の責任が完全に免除されるわけではありませんが、本制度に従って公開された情報を十分に比較・吟味した上で委託先を選定している場合には、排出事業者としての注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮できるとされています。(「行政処分の指針について」 環境省通知環廃産発第050812003号)

優良性評価制度や情報検索、情報開示の方法等に関する問い合わせ先

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6-1 堀内ビルディング3階

TEL.03(3526)0155 FAX.03(3526)0156

<http://www.sanpainet.or.jp/>

参考4 業界団体説明会アンケート結果

業界団体説明会アンケート結果

問1. 産業廃棄物処理業者への処理委託の基準として、優良性評価制度をどのように活用していますか？（該当するものを1つ選択）

項目	件数	内 訳
(ア) 委託条件化	3	日化協 1、鉄鋼連盟 2
(イ) 加点评価	10	日化協 3、電機電子四団体 7
(ウ) 参考情報と規定	11	電事連 2、日化協 6、製紙連 1、鉄鋼連盟 1、電機電子四団体 1
(エ) 未活用	40	電線工 4、電事連 8、日化協 16、製紙連 3、ガス協 7、鉄鋼連盟 2
(オ) その他	7	電線工 1、電事連 2、日化協 2、製紙連 1、鉄鋼連盟 1

問2. 処理委託する産業廃棄物処理業者の選定過程における、担当者レベルと本社等の関係は、次のいずれに該当しますか？（該当するものを1つ選択）

項目	件数	内 訳
(ア) 全社リスト管理にて選定	10	電事連 3、日化協 5、ガス協 1、電機電子四団体
(イ) 都度本社に申請し選定	15	電線工 2、日化協 4、製紙連 2、鉄鋼連盟 4、電機電子四団体 3
(ウ) 出先にて社内基準にて選定	25	電線工 2、電事連 3、日化協 13、製紙連 2、ガス協 2、鉄鋼連盟 1、電機電子四団体 2
(エ) 社内基準なし	12	電事連 1、日化協 4、製紙連 1、ガス協 4、鉄鋼連盟 1、電機電子四団体 1
(オ) その他	9	電事連 5、日化協 2、鉄鋼連盟 1、電機電子四団体 1

問3. 本評価制度をより一層活用するために、情報開示項目として不足あるいは追加を希望する項目があれば、お聞かせ下さい。

- ・行政指導も公開してほしい。（日化協会員企業）
- ・行政指導も公開情報に記載してほしい。（日化協会員企業）
- ・行政指導履歴を載せてほしい。（日化協会員企業）
- ・3年分の処理実績を公開してほしい（日化協会員企業）
- ・行政指導、情報開示というよりも、現地調査を不要とするとか電子マニフェスト対応可以外は認めないとか、普及にはより実務的なインセンティブが必要だと考える。また、実態を踏まえたより厳格な制度であることを望む。（鉄鋼連盟会員企業）
- ・現地の在庫状況や管理（？）状況などリアルタイムな情報追加は可能ですか？（鉄鋼連盟会員企業）

- ・保管場所の保管状況の写真を公開し、かつ年 3～4 回更新するようにしてほしい。(鉄鋼連盟 会員企業)
- ・電子Manifestの導入状況または導入予定(電機電子四団体)
- ・ISO等のマネジメントシステムの第三者認証取得年月(または認証番号)(電機電子四団体)
- ・現地立入り(監査)の受け入れ回数(年度単位)(電機電子四団体)
- ・産廃財団の現地視察の調査結果の報告、施設や設備などの写真、受託排出者数とManifest管理数、Manifestを管理している排出者数と実契約の件数(契約をした上で受託しているかどうかの確認のため)、社名の変更履歴及び過去の社名での違反履歴(電機電子四団体)
- ・中間処理業者に対する希望として、処理物質毎のリサイクル率(その算出方法も含め)を提示して頂きたい。(電機電子四団体)
- ・排出事業者が本制度を活用した場合の具体的メリットをもう少し見えるようにしてほしいと思います。環境省では行政処分の指針として平成 17 年 8 月 12 日付通知で「優良性評価制度に従って公開された情報を十分に比較・吟味した上で委託先を選定している場合には、排出事業者としての注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮できる」としていますが、実際に不法投棄が発生した場合に排出事業者が何処まで行政処分の発令が回避出来るのか明確ではないからです。(電機電子四団体)

問4. 処理委託している産業廃棄物処理業者の処理状況に関する、貴社の現地確認状況は、次のいずれに該当しますか？(該当するものを1つ選び、下線部には回数を記入)

項目	件数	内 訳
(ア) 全委託先を確認	52	電線工 5、電事連 6、日化協 25、製紙連 4、ガス協 1、鉄鋼連盟 5、電機電子四団体 6
(イ) 条例のある自治体における委託先のみを確認	6	電事連 1、日化協 3、ガス協 2
(ウ) 実施していない	5	電事連 1、日化協 1、ガス協 3
(エ) その他	11	電事連 4、日化協 2、製紙連 1、ガス協 1、鉄鋼連盟 1、電機電子四団体 2

問5. 優良性評価制度の見直しに関連して、どのような基準や仕組みであると貴社として採用しやすいと思いますか。あるいは産廃情報ネット(当財団ホームページ)について、自由にご意見をお書きください。

- ・優良業者を選定したときの排出業者のメリットを強化してほしい。例えば、特に優良な業者については、その業者を選定した排出業者は法的な排出責任を免除されるといったインセンティブがほしい。(電線工会員企業)
- ・本制度による評価は、「産業廃棄物処理業更新許可申請に先立ち、申請者の申し出に応じ」(制度解説、第 2 章 2.2 (1))とされていることから、申請者の申し出が無ければ、評価対象とならないことから、全ての業者が適切に評価されているものではない。(電事連)

- ・制度に対する認知度が低い。(電事連)
- ・排出事業者として、業者選定の参考になると考えるが、場所によっては当該制度の評価基準に適合する業者が少なく(平成20年3月3日時点で2社)、活用ができない状況。(電事連)
- ・廃棄物処理業の許可を持つものは、全て自治体の許可を得ているため、法の基準は満たしていると判断できる。従って優良性評価については、過去に遡り(10年程度)行政処分歴の無い業者を評価するようにしてはどうか(行政が積極的にチェックを実施すべき)。(電事連)
- ・現在の優良性評価制度の実質的なメリットは、許可更新時の手続きにおいて若干の軽減があるのみで、処理業者にとってもっと大きなインセンティブがないと浸透しないのではないかと。(電事連)
- ・産業廃棄物処理業者の優良化を推進する観点から、都道府県等の積極的な関与を要望したい。(電事連)
- ・登録事業者に対しては現地確認不要などであれば活用する。(日化協会企業)
- ・出力用ページをPDF化してある方が便利。(日化協会企業)
- ・登録業者増に努めてほしい。(製紙連会員企業)
- ・PCBに関する情報動向の情報を充実してほしい。(製紙連会員企業)
- ・優良業者拡大へのPR、取り組みを推進してほしい。(製紙連会員企業)
- ・公営企業なので、市の取り決めがあれば採用の可能性あり。(ガス協会企業)
- ・現地確認の軽減につながる制度となれば採用しやすくなると思う。現状でも十分意味のある制度だと思う。(ガス協会企業)
- ・従来あまり意識していなかったため、今後は積極的に情報を活用していこうと思う。(ガス協会企業)
- ・「当たり前性評価(法にはあるが)」の「適合業者一覧」が常に示された方が好ましいと考える。「免許更新状況、保管所の実際(見に行かずとも良くなる)、賞罰の有無」。この業務担当の経験が浅いので左様に思います。現状に驚いています。医者に行くのに免許保有は気にしなく、食堂に行くのに衛生免許は気にしない、その様に早くなれば良いです。(ガス協会企業)
- ・ホームページで作業場すべて(死角がないように)、リアルタイム映像発信できると良い。確認が不要になる。(ガス協会企業)
- ・優良性評価制度、電子マニフェストのいずれも良い制度だとは思いますが、処理業への普及が不十分。排出事業者の良識に任せるだけでは、会社ごと(?)の問題であり、非加入を排除できない。(鉄鋼連盟会員企業)
- ・優良性評価制度で認定を受けた処理業者に委託した場合は排出業者としての責務(例えば現場チェック)の一部を免除してもらえるインセンティブなどを希望する。(鉄鋼連盟会員企業)
- ・処理業者の評価をインターネットで集計して公開する。インターネット取引などのサイトであるような、口コミ情報だけでなく業者を客で評価するシステムを希望する。(鉄鋼連盟会員企業)
- ・公開されている業者情報の正確性まで担保されると信頼性や利用価値が高まると考えます。(電機電子四団体)
- ・排出事業者にとってもっとインセンティブがあれば使いやすい。(電機電子四団体)

- ・相互に排出事業者からの評価も書き込んで意見交換できる仕組み（相互監視システム）。（電機電子四団体）
- ・優良評価制度は、産業廃棄物の許可権限の有る自治体毎に認定されており、また国の評価と自治体の評価があり、制度自体が複雑でわかりにくい。許可を与える自治体の地域を包含して、事業者としての評価があるとシンプルで分かりやすいと思う。（電機電子四団体）
- ・行政は書類審査のみで優良業者の判断を下しているとのことですが、信用して本評価制度を活用するためには、現場現物にて書類に記されて実体か確認するような制度にして頂きたい。（電機電子四団体）
- ・適合業者への委託した場合、排出者責任が免除されること。（電機電子四団体）
- ・東京都など一部の自治体で採用していないところもあるため、採用を働き掛けて欲しい。（電機電子四団体）
- ・国の評価頻度が5年毎となっている期間を短縮できないか（毎年評価等）。（電機電子四団体）

○ガス協会・意見交換

- ・処理業者に対するインセンティブが必要。現状では数が少なく選べない。
- にわとりと卵になっており、見合っていないので、業者を選択し、委託業務を発注する側の排出事業者から委託先業者に対して、評価制度への取組を促してほしい。
- ・処理業者が不適正な道に走る時は、急にそのようになるので、そのようなホットな状況がわかるのが本当は有難い。そういう意味で、噂は実は頼りになっている。（ガス協会事務局）
- そのようなホットな状況まではなかなか難しい。まずは開示情報を見ていただいて第1次情報としての有用さを感じてもらい、委託先業者に評価制度への取組を促してほしい。
- ・現在の開示情報は、現地へ行けばわかる処理実績等の情報開示されており、逆に現地へ行ってもわかりにくい財務や処理料金の情報が不十分という意味でありありがたみがない。（ガス協会会員企業）
- ・事務所ビルなどの少量多品種の廃棄物の処理の場合、処分業者より、営業窓口となる収運業者との接点の比重が高い。多量排出廃棄物で不法投棄はなくても、小口のほうで不適正処理に巻き込まれても、会社のダメージは同じなので、収運業者の優良性をより正確に評価できるとありがたい。（ガス協会事務局）
- 収集運搬の適正処理・透明性については、一部の業者で導入が始まっているGPSなどは有効と思う。
- ・現在、現地確認が排出事業者にとって負担になっており、今後の評価制度では、現地確認が不要または頻度を減らせるというようにしてくれたら活用する。処理業者のほうも排出者の訪問はあまり多くなると負担になるであろうから、双方がハッピーな制度にしてほしい。（ガス協会会員企業）
- ・愛知県は条例が定められたため、現地確認に行っているが、初めて行くところについては訪問の意味は大きいですが、毎年同じところに行っているのは無駄に感じるので、そのようなところを補完してもらえるとありがたい。（ガス協会会員企業）

(参考)

「(ア) 全委託先を確認」との回答について現地確認の頻度の内訳

	1年1回	2年1回	3年1回	2～3年1回	定期的に1回	その他
総計	20	7	4	3	5	4
電線工	1	2		1	1	
電事連	3	1		1		0 (回答なし)
日化協	10	3	3		4	1 (1～3年1回)、1 (業者をクラス分けしてそのクラスに応じて回数決定)、1 (1年数回)
製紙連	2	1		1		
ガス協	1					
鉄鋼連盟	3		1			1 (毎回)
電機電子四団体	3		1	1		1 (1～3年1回)、1 (事業所規定に基づき実施)、1 (産廃は3年1回、特管産廃は1年1回。条例等規定がある場合はそれに従う)

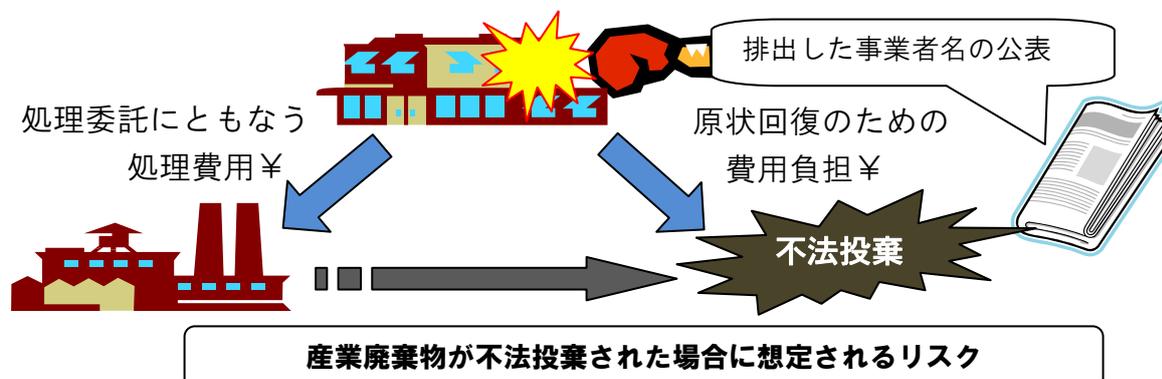
「(イ) 条例のある自治体における委託先を確認」との回答について現地確認の頻度の内訳

	1年1回	2年1回	3年1回	2～3年1回	定期的に1回	その他
総計	5				1	
電線工						
電事連	1					
日化協	2				1	
製紙連						
ガス協	2					

産業廃棄物の不法投棄とリスク管理・CSR

不法投棄による企業リスク

企業活動にともなう産業廃棄物の処理委託は、通常の商取引とは異なり、排出した事業者の責任が大きく問われます（廃棄物処理法その他の規定による）。



産業廃棄物が不法投棄された場合、行政から原状回復のための費用負担を求められ、マスコミ等に企業名が公表されるといったような、大きなリスクが生じる可能性があります。

委託する際のリスク管理 — 優良性評価制度の活用

不法投棄を未然に防ぐため、リスク管理として優良性評価制度の活用が求められています。

この制度は、国の評価基準を満たした産業廃棄物処理業者を都道府県・政令市が適合確認し、許可証に記載の上、インターネットで公表をする制度です。

遵法性	情報公開性	環境保全への取組み
<ul style="list-style-type: none"> 5年以上の業の実績があり、この5年間に不利益処分を受けていない 	<ul style="list-style-type: none"> 処理工程、処理実績、処理料金など定められた情報をインターネットで公開し、決められた頻度で内容を更新 	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001、エコアクション21またはこれと相互認証された環境マネジメントシステム(EMS)の取得

産業廃棄物処理業の優良性評価制度の基準

産業廃棄物の処理委託の際に、この制度を活用して複数の業者を比較・検討した場合、一定の注意義務を果たしたとみなされます。

(環境省：行政処分の指針(通知)平成17年8月12日 環廃産発第050812003号)

- 本制度の詳しい説明は、パンフレット「産廃リスクの低減で経営基盤の強化を」をご覧ください。
……インターネットで産廃リスクの低減を検索
- 情報公開に積極的な処理業者の検索は、情報開示システム(産廃情報ネット)をご覧ください。
……インターネットで産廃情報開示を検索

■産廃情報ネット問合せ先■

(財)産業廃棄物処理事業振興財団 <http://www.sanpainet.or.jp/>
 優良化事業推進チーム 改田(かいでん)、吉川(よしかわ)
 電話 03-3526-0155

参考6 排出事業者の対象別啓発方法

排出事業者の対象別啓発方法

○目的

産業廃棄物の適正処理の確保

○対象者

対象者	伝えるべき内容	講師の成り手	ツール・経路
零細企業（廃棄物処理法の存在も知らない） A3版見開き、汎用版：製造業・流通業対象	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の定義／区分 ・排出事業者責任（自社処理と委託処理） ・契約書/マニフェスト（電マニ・交付等状況報告書） ・罰則 ・注釈：併せ産廃 	業界団体、商工会議所、市町村 （チラシを配布してもらう際に趣旨紙を添付し、適正処理の重要性を念押ししてもらう程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体、商工会議所の集まり ・市町村主催勉強会の機会にチラシを配布させてもらい普及
中小企業（法の趣旨までは理解していない） A4版10ページ程度、イラスト多用	<ul style="list-style-type: none"> ・適正業者の選定 ・許可証の見方 ・委託契約の結び方 ・マニフェストの交付/登録のしかた ・Q&A 問いかけ：製品引取の留意点等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の環境カウンセラー等 （30分程度で説明ができる冊子を作成。講義のシナリオも用意）	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体、商工会議所の集まり ・市町村主催勉強会の機会に時間をもって冊子を使って説明
大企業（末端の事業所等での適正処理の実践がネック）	（業界毎に、） 廃棄物処理法に基づく適正処理を確保するための手続	社内の環境セクション	業界毎に、末端事業所等への周知方法のベストプラクティスを収集し、配布

○今後必要な作業

ツール作成	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ作成 ・冊子作成 ・ホームページ作成 ※ ・配布ルート開拓 ・ベストプラクティスの収集 	※ ホームページの掲載事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ ・ パンフレット（シナリオ、パワーポイント） ・ ベストプラクティス集 ・ 自治体が開催する講習会 ・ 関係団体が開催する講習会 ・ 適正処理に関する詳細情報、法令解釈（振興センター、全産連等にリンク） ・ 問合せ先（自治体廃棄物部局の連絡先）
講習会の具体化	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会パンフレット作成 ・講習会シナリオ作成 ・講習会の掘起し ・講習会のサポート 	

参考 7 排出事業者向け適正処理啓発冊子

3R

Reduce (出さない)

Reuse (再使用する)

Recycle (再資源化する)

産業廃棄物を排出する 事業者の方に

産業廃棄物を排出される方には、その廃棄物を法律に従ってきちんと処理する責任があります。

これから循環型社会を創り出していくには、廃棄物の発生を少しでも減らし、
再使用やリサイクルを行うように努力し、処分する以外に方法がない場合にも、
その廃棄物を環境に悪影響を与えないように処理を行う必要があります。

排出事業者の責任とは

産業廃棄物とは

廃棄物を自社で
運搬等するときは

廃棄物の処理を
委託するときは

廃棄物を収集運搬業者に
引き渡すときは

特別管理産業廃棄物とは



環境省

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集



産業廃棄物の排出事業者の責任とは

処理業者まかせに
していませんか？



1 排出事業者には、自らの責任において適正に処理する義務があります。

(法第3条)

- 「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物処理法の第3条に定められています(排出事業者責任)。
- 廃棄物の処理を他人に委託することができますが、その場合も自治体が許可をした運搬業者に運搬を、同様に許可のある処分業者に処分を、それぞれ委託しなければなりません。
- 建設工事の場合は、発生する廃棄物の処理責任は元請にあり、排出事業者は元請業者となります。

廃棄物を処理業者やリサイクル業者に渡したら、
もう関係ないと思っていませんか？



2 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託する場合は「委託基準」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。

(法第12条)

- 排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を専門業者などに委託する場合は「委託基準」を守ることが必要です(p5参照)。委託する場合には、何よりも、その廃棄物について許可を受けている運搬業者及び処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取りかわすことが法律上必要です。
- また、廃棄物を保管する場合には、廃棄物が飛散したり流出したりして周囲の環境に悪影響を及ぼさないように「保管基準」を守ることが求められています。

3 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託し引き渡す際に、マニフェストを利用して管理しなければなりません。

(法第12条の3)

- 排出事業者は、マニフェスト(産業廃棄物管理票の通称)を自らの手で交付して、廃棄物を厳正に管理し、5年間保存しなければなりません。

処理を委託しても責任を問われることがあります (法第19条の5、第19条の6、第25条)

排出事業者

- 処理業者と適切な内容で委託契約を結んでいなかった
- マニフェストの適切な交付・保存をしていなかった
- 許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託した
(業者の許可期限切れ、委託した産業廃棄物の種類の許可がなかったなどを含む)

委託基準違反
マニフェスト交付義務違反等

懲役刑
罰金刑



- 著しく安い処理料金で業者に委託した
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった
- マニフェストが返ってこなかったが、気がつかなかった

注意義務違反※

もしも、委託先の処理業者が不法投棄をしたら

措置命令

委託した事業者の責任として、自治体より産業廃棄物の撤去命令(撤去費用の負担など)が出されることがあります。

このような事態にならないために…

- 適正な処理料金かどうか把握する努力をし、安さだけを判断基準にしない (p6「優良性評価制度」参照)。

対策例

複数の処理業者から見積もりをとり、極端に安い業者には発注しない

- 不適正な処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかどうか把握する努力をする。

対策例

- ・ 最終処分場(埋立地)の場合は、あとどれくらい埋め立てられるかを示す残余容量を把握する
- ・ 中間処理業者(破碎や焼却など)と最終処分業者(埋立)の間で取り交わされた委託契約書の提出を求めて確認する
- ・ 委託しようとする中間処理業者などのこれまでの処理実績の確認や、処理施設の現況を視察して確認する
- ・ 行政から改善命令などの行政処分を受けている場合には、その改善状況を確認する

- 不適正な処理が行われることを予見したら事前に対応する。
不適正な処理をしたことがわかったら、放置せずに直ちに対処する。

対策例

- ・ 委託先の処理業者が、過剰に廃棄物を保管していたとして改善命令などの行政処分を受けた、などの噂を聞きつけたら、その業者自身や行政当局に事実関係を確認して、ただちに委託契約を解除し、他の処理業者に処理を委託する。

※ 排出事業者は、委託基準やマニフェストなどの法令遵守に加えて、産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の処理が不適正に行われないよう、必要な措置を講ずることが求められており、これを注意義務と言います。(法第12条、「行政処分の指針について(通知)」平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号)

▶ 産業廃棄物とは

廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物（固形状・液状のもので気体を除く。）

産業廃棄物

【事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める20種類】（下表参照）

➡ 事業者自らに処理責任があります。
事業者自らで基準に則って処理するか、許可業者に委託する方法があります。

特別管理産業廃棄物

【産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

一般廃棄物

【産業廃棄物以外のもの】

主に、家庭から出てきた「ごみ」や、オフィスから出る紙くずなどです。

➡ 市町村の事務として処理しています。

※一部の市町村では、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を自治体施設で受入れて処理しているところもあります（排出場所の市町村にご確認ください。）。

特別管理一般廃棄物

【一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

■ 産業廃棄物に該当する20種類

産業廃棄物の種類		例	
すべての業種に共通	1	燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
	2	汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ピルピット汚泥、下水汚泥
	3	廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー等廃溶剤類
	4	廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液
	6	廃プラスチック類	ビニルくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製造のくず
	10	鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂
	11	がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片等
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等で発生するばいじんて集じん施設で集められたもの
特定の業種によるもの	13	紙くず	工作物の新築・改築等で発生した紙くず、パルプ・紙等製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14	木くず	工作物の新築・改築等で発生したもの、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、物流で発生した木くず、廃パレット
	15	繊維くず	工作物の新築・改築等で発生したものや繊維工業の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業の動物のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業の動物の死体
20	政令第13号廃棄物	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの（コンクリート固型化物等）	

▶ 廃棄物を自社で運搬等するときには

排出事業者自らが産業廃棄物を運搬したり、自ら産業廃棄物処理施設を持って処分したりする際には、法により守るべき基準が定められています。

自社運搬

- 収集運搬にあたって、産業廃棄物の飛散、流出や悪臭、騒音、振動によって周辺住民に迷惑を及ぼすことがないようにしなければなりません。
- 運搬車、運搬容器等は産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものにしなければなりません。
- 運搬車は、車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車であることを表示し、定められた書面を備えつけなければなりません。

車両の両側面に産業廃棄物収集運搬車両であること、排出事業者名を定められた方法で表示する



(みほん)
5cm以上
産業廃棄物収集運搬車
○○株式会社
3cm以上

表示の注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

運転中、次の事項を記載した書類を常時携帯する

(みほん)



■氏名又は名称及び住所	○○株式会社
○県○○市○○町○○番	
■産業廃棄物の種類・数量	底○○○○○○トン
■積載日	○年○月○日
■積載した事業場	○○○工場
○県○○市○○町○○番	TEL○○-○○○-○○○
■運搬先の事業場	○○○リサイクルセンター
○県○○市○○町○○番	TEL○○-○○○-○○○

※収集運搬基準(令第6条、第6条の5) → 詳細はHP 参照

自社処分

- 産業廃棄物の飛散・流出や悪臭・騒音・振動によって周辺住民に迷惑を及ぼすことがないようにしなければなりません。
- 処分施設は、囲いを設ける、掲示板を掲げるなど一定の基準に従って設置しなければなりません。
- 産業廃棄物を焼却する場合は、焼却設備の構造基準と維持管理基準が適用されます。
→ 野外焼却は禁止されています。
- 産業廃棄物の処分または再生にあたって保管を行う場合には、一定限度を超えた多量の廃棄物の保管はしてはいけません。
具体的には、産業廃棄物の保管量は、通常の操業状態で処理能力の14日分(再利用のコンクリート片は28日分・アスファルト片は70日分)を超えてはいけません。
※処分基準(令第6条、第6条の5)
※施設設置許可(法第15条)
- 帳簿を備えた上で、環境省令で定められた事項をその帳簿に記載することが義務付けられています(p9参照)。

上記の他に、維持管理の記録等の義務があります。→ 詳細はHP 参照

▶ 廃棄物の処理を委託するときは

排出事業者が産業廃棄物の収集運搬や処分（中間処理又は最終処分）を委託する場合には、適切な業者を選定し、明確な契約書を取り交わし、マニフェスト伝票の発行と照合など適切な運用・管理が必要です。委託業者を選定する際に注意すべき点を示します。

許可のない者に処理を委託してはいけません。

（法第12条第3項、第4項）

委託業者の選定は、適正処理の要です。廃棄物の種類・量・性状及びこれらの荷姿に適した処理方法についてあらかじめ検討を行ったうえで、「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」(P6参照)に基づく開示情報等をもとにするなど、業者の持っている許可の種類や内容 (P6参照)、技術的能力、最終処分までの処理工程、環境への配慮などを十分に吟味して行います。

収集運搬業者を選定する場合

- 排出場所と運搬先両方の都道府県知事（政令市長）の許可を得ていることが必要です。

処分業者を選定する場合

- 自社が排出する廃棄物を適切に処理できる許可をもった施設かどうかを現地に出向いて確認することも重要です。

■ 確認項目の例

中間処理施設

処理能力、保管場所（過剰な保管がない）、最終処分場との契約書、受入量・処理量と2次処理委託量との整合性、施設や廃棄物の管理状況等

最終処分場

埋立地の残容量、許可品目以外の廃棄物が埋め立てられていないこと等

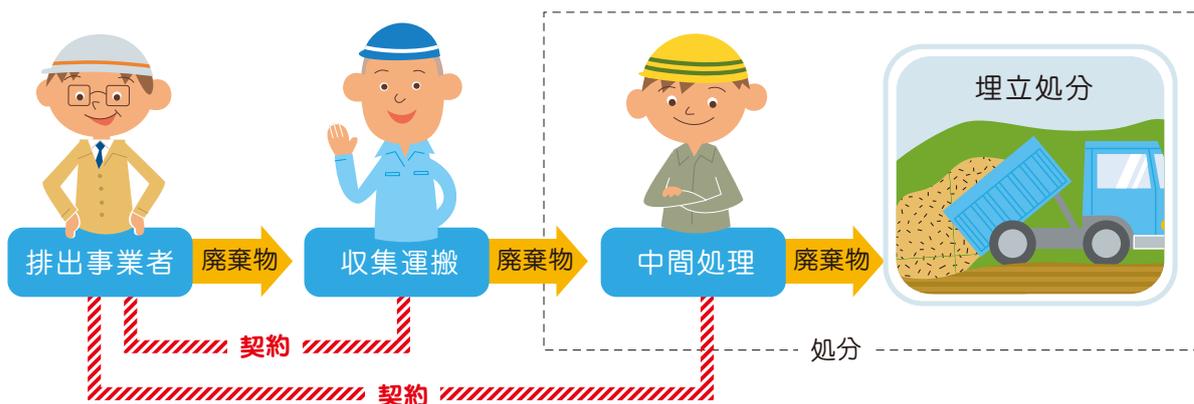


過剰な保管の例

委託契約書を締結しなければなりません。

（令第6条の2）

- 契約は、排出事業者と収集運搬業者、および排出事業者と処分業者というように、直接に2者間で行います（2者契約の原則）。
- 契約書には、処理業者の許可証のコピーを必ず添付しなければなりません。



許可証の確認ポイント

許可番号 第*****号

産業廃棄物処分業許可証

住所 ○○県○○市○○

氏名 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けたものであることを証する。

○○県知事 ○○ ○○ 印

許可の年月日 平成○○年○○月○○日

許可の有効年月日 平成○○年○○月○○日

1.事業の範囲

事業の区分:中間処理(破砕)

取扱産業廃棄物の種類

(1)廃プラスチック類

(2)紙くず

○○○ 以上○種類

2.事業の用に供するすべての施設

破砕施設

設置場所 :○○県○○市○×△

設置年月日:平成○○年○○月○○日

処理能力 :○○t/日

許可年月日:平成○○年○○月○○日

許可番号 :第○○○○○号

3.許可の条件

なし

4.許可の更新又は変更の状況

平成○○年○○月○○日 新規許可

平成○○年○○月○○日 更新許可

5.許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

申請年月日 平成○○年○○月○○日 基準適合

6.規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

収集運搬業の場合、排出場所と運搬先両方の許可があるかを確認

政令市は、都道府県とは別の許可が必要

現在も、許可の有効期限内かを確認

委託する産業廃棄物の種類の許可を持っているかを確認
汚泥(無機性汚泥に限る。)といった、特定の種類に限定されている場合があるので、注意が必要

処理能力を確認し、委託する数量に対して、受け入れる余力があるかを確認

許可に条件がつけられている場合があるので、その条件を精査・確認

優良性評価制度の評価基準への適合が確認できます

不明な点等は、処理業者に直接問い合わせたり、処理業者の現地調査時に確認



産業廃棄物処理業者の優良性評価制度

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選ぶことができるようにするとともに、優良業者に対しては優遇措置を講じることで、産業廃棄物処理業者の優良化の促進を図るため、平成17年4月に施行されました。

評価主体 都道府県・政令市

評価基準 「遵法性」「情報公開」「環境保全への取組」

注:業者選定に際して本評価制度を活用することにより、注意義務(28)を果たしたことの一つの要素として考慮されます(行政処分の指針)。

⇒本制度を活用して業者選択した経緯がわかる記録を、契約書とともに保存しておくことが肝要です。

産廃情報ネット(<http://www.sanpainet.or.jp/>)では、本制度により適合認定を目指す全国の処理業者の公開情報を閲覧し、廃棄物の種類、許可自治体、電子マニフェストへの対応などにより検索できます。

適合認定自治体(産廃まことし)	<input type="checkbox"/> いずれかの自治体で適合認定されている
適合認定された許可の種類	<input type="checkbox"/> いずれかの許可で適合認定されている <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業
許可の種類	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業
許可自治体(産廃まことし)	指定なし
廃棄物の種類(産廃まことし)	指定なし
電子マニフェスト対応	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
環境保全の取組み	<input type="checkbox"/> 認定取得済(ISO14001またはエコアクション21、その他相互認証された規格等)

▶ 廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは

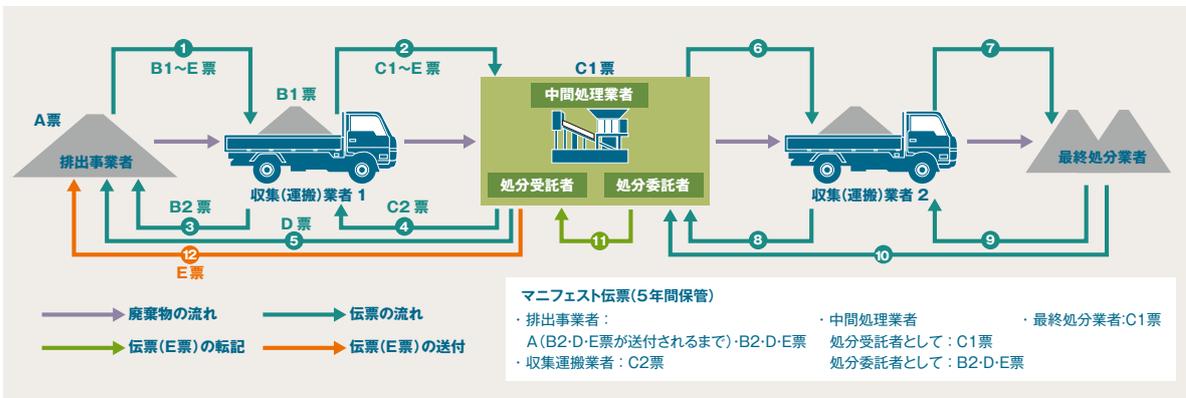
廃棄物を収集運搬業者に引き渡しする際には、排出事業者は必ずマニフェストを利用し、廃棄物の移動状況を管理することが義務付けられています。
マニフェストを交付しない、記載に不備がある、運用が適切でない場合に、不法投棄が起こったときは原状回復措置命令等の行政処分の対象になります。

マニフェストを確実に利用して、移動状況を管理する

マニフェストには、紙の伝票によるものとパソコン等で利用するものの2種類があり、『運搬車ごと』、『運搬先ごと』、『廃棄物の種類ごと』に交付(登録)するのが原則です。

紙マニフェスト

■ 紙マニフェストの流れ



- 紙マニフェストは、複写式で7枚綴りのものが一般的です。
廃棄物と一緒に収集運搬業者へ引き渡したマニフェストは、処理が終わるまで廃棄物と一緒に移動します。そして、委託した産業廃棄物の処理が終わった通知として、処理業者はマニフェストのB2票、D票は終了してから10日以内、E票は終了した日または送付を受けた日から10日以内に返送します。これらをマニフェストの写しといい、5年間保存することが義務付けられています。

■ 紙マニフェストのイメージ

The image shows a sample of a Manifest A form. It includes fields for the issuer's name (鈴木 〇夫), address (〇〇食品工業株式会社), and contact information. It also has sections for waste type (e.g., 紙箱, 乳製品残さ, 焼却), quantity, and destination (〇〇クリーンセンター, 〇〇環境燃焼リサイクルセンター). The form is issued by the Japan Association of Industrial Waste Management (発元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会).

*この他、建設系の廃棄物には専用のマニフェストが市販されています。

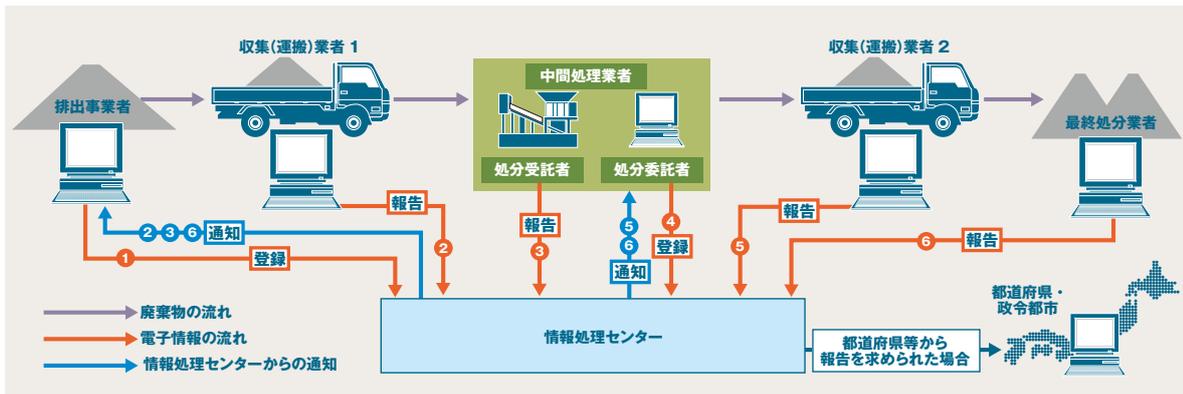
■ マニフェストの写しの送付期限

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票、D票	交付日から 90日	交付日から 60日
E票	交付日から180日	同左

- 上記の期限を過ぎてもマニフェストが戻ってこなかったり、写しの内容に虚偽や不十分な記載があったりした場合、運搬又は処分の状況を排出事業者自らが把握するとともに、その処理業者への指示や催促、都道府県知事へ事実関係の報告書を提出するなど、適切な措置を執らなければなりません。これらを怠り、委託先の業者が不適切な処分を行った場合に、排出事業者も措置命令の対象になります。
- 紙マニフェストを用いる場合は、毎年6月までに、都道府県知事または政令市長あてに「マニフェスト交付等状況報告書」を提出することが義務付けられています。

電子マニフェスト

■ 電子マニフェストの流れ



- 電子マニフェストを用いる場合は、マニフェストの写しの送付・受取が全て電子情報として送られ、写しの返送の確認期限が近づくとシステムから排出事業者に注意喚起し、確認漏れを防止できます。したがって、回収・照合等に要する事務が紙マニフェストより大幅に削減されるほか、交付状況に関する報告も不要となります。また、法令遵守の管理上も有効な方法です。

電子マニフェストのメリット

1. 事務処理の効率化が図れます

- パソコンや携帯電話の活用により、マニフェストの登録・報告が容易
- マニフェストの保存が不要
- 過去5年間の廃棄物処理状況を簡単・迅速に確認
- 集計・加工や社内システムとの連携が、CSVデータ(エクセル形式)を活用して可能
- 事務の効率化により、人件費の削減が可能

2. 法令遵守(コンプライアンス)ができます

- 記載漏れの心配がない
- 排出事業者の処理終了確認期限が近づくとシステムから排出事業者に注意喚起し、確認漏れを防止

3. データの透明性を確保できます

- 第三者である情報処理センターがデータを管理・保存
- 情報の修正・取消の情報をシステムで管理
- 情報の修正・取消は、関係者の承認が必要
- 偽造がしにくい

■ 電子マニフェストの登録画面イメージ

